

第27回 茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

◇ 日 時 令和3年4月2日(金曜日)

午前9時5分から

◇ 場 所 南館8階 特別会議室

《次 第》

1 開 会

2 案 件

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等
について

(2) その他

3 閉 会

令和3年4月2日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和3年4月1日付け災対第1107号で示された「まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容」を踏まえ、下記のとおり決定・変更します。

記

1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について

- (1) 期間：4月5日～5月5日
(2) 対応：適切な感染防止策等（※1）の実施を条件とします。
(3) 市主催（共催含む）のイベント等、公共施設の休館等（別添のとおり）については市ホームページ等で周知します。

2 参考資料

令和3年4月1日付け災対第1107号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて」

※1：適切な感染防止策等（まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容）

- ①業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
②国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入又は名簿作成などの追跡対策の徹底をすること。
③イベント開催の要件は以下のとおり

期間	収容率	人数上限	
4月5日 から 5月5日	<p>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</p> <ul style="list-style-type: none">・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等・飲食を伴うが発声がないもの（※2） <p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p>大声での歓声・声援等が想定されるもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 <p>50%（※1）以内 (席がない場合は十分な間隔)</p>	5,000人以下

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。

すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

市公共施設の開館予定表

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施 設 名		開館状況 4/5~5/5	特記事項
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎	○	
	北辰出張所	○	
斎場		○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）に基づいた対応を行う。
福祉文化会館（オークシアター）		○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。
市民総合センター（クリエイトセンター）		○	
教育センター		○	感染予防対策を徹底する。
消費生活センター		○	
市民活動センター		○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。
男女共生センターローズWAM		○	
生涯学習センターきらめき		○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。（音楽スタジオ、録音スタジオは密をさけるため、定員の50%に制限）
保健	保健医療センター	○	
	こども健康センター	○	
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	○	感染予防を徹底するよう通知するとともに、引き続き高唱を伴う全ての利用について制限する。
	福井多世代交流センター	○	
	葦原多世代交流センター	○	感染予防を徹底するよう通知するとともに、引き続きこども活動室は閉鎖し、高唱を伴う全ての利用について制限する。
	沢池多世代交流センター	○	感染予防を徹底するよう通知するとともに、引き続き高唱を伴う全ての利用について制限する。
	西河原多世代交流センター	○	感染予防を徹底するよう通知するとともに、引き続きこども活動室は閉鎖し、高唱を伴う全ての利用について制限する。
	南茨木多世代交流センター	○	感染予防を徹底するよう通知するとともに、引き続き高唱を伴う全ての利用について制限する。
	いきいき交流広場	○	感染予防を徹底するよう各広場に通知するとともに、引き続き高唱を伴う全ての利用について制限する。
	コミュニティデイハウス	○	感染予防を徹底することを通知するとともに、引き続きカラオケの禁止、食事中の会話を禁止した上での食事の提供は実施
	街かどデイハウス	○	
障害者（児）福祉	障害福祉センターhardtフル	○	貸室における定員数の削減や歌唱・高唱の禁止は継続。
	障害者就労支援センターかしの木園	○	
	障害者生活支援センターともしひ園	○	
	あけぼの学園	○	
	すくすく親子教室	○	
子育て支援	子育て支援総合センター	○	定員制限緩和(スマイル定員8人に)
	子育てすこやかセンター	○	定員制限緩和(ちやお定員6組に)

施設名		開館状況 4/5~5/5	特記事項
体育館	市民体育館	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）に基づいた対応を行う。
	福井市民体育館	○	
	南市民体育館	○	
	東市民体育館	○	
プール	西河原市民プール	○	夏期のみ営業
	中条市民プール	×	
	五十鈴市民プール	○	
運動広場・グラウンド・庭球場等	東雲運動広場 グラウンド	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）に基づいた対応を行う。 ※△の施設は更衣室等が使用不可
	春日丘運動広場 グラウンド	○	
	若園運動広場 グラウンド	○	
	福井運動広場 グラウンド	○	
	桑原運動広場 グラウンド	△	
	桑原運動広場 フットサル場	△	
	桑原ふれあい運動広場	△	
	中央公園北 グラウンド	○	
	中央公園南 グラウンド	○	
	島3号公園大 グラウンド	○	
	島3号公園小 グラウンド	○	
	西河原公園北 グラウンド	△	
	西河原公園南 グラウンド	○	
	若園公園 グラウンド	○	
	水尾公園 グラウンド	○	
	沢良宜公園 グラウンド	○	
	忍頂寺スポーツ公園 グラウンド	○	
	東雲運動広場 庭球場	○	
	春日丘運動広場 庭球場	○	
	福井運動広場 庭球場	○	
	桑原運動広場 庭球場	△	
	若園公園 庭球場	○	
	西河原公園 北 庭球場	△	
	西河原公園 南 庭球場	○	
	忍頂寺スポーツ公園 庭球場	○	
	郡山公園 庭球場	○	
	西河原公園 屋内運動場	△	
	春日丘運動広場 弓道場	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）に基づいた対応をイベント主催者に依頼。
	IBALAB@広場	○	
忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘		△	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）に基づいた対応を行う。 ※娯楽室は利用不可

施設名	開館状況	特記事項
	4/5~5/5	
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター	○
	中津コミュニティセンター	○
	庄栄コミュニティセンター	○
	水尾コミュニティセンター	○
	郡コミュニティセンター	○
	西河原コミュニティセンター	○
	穂積コミュニティセンター	○
	畠田コミュニティセンター	○
	東コミュニティセンター	○
	豊川コミュニティセンター	○
	彩都西コミュニティセンター	○
	三島コミュニティセンター	○
	大池コミュニティセンター	○
	春日コミュニティセンター	○
	東奈良コミュニティセンター	○
	沢池コミュニティセンター	○
	山手台コミュニティセンター	○
	玉櫛コミュニティセンター	○
公民館	茨木公民館	○
	春日丘公民館	○
	中条公民館	○
	安威公民館	○
	玉島公民館	○
	福井公民館	○
	清溪公民館	○
	見山公民館	○
	石河公民館	○
	太田公民館	○
	太田公民館分室	○
	天王公民館	○
	郡山公民館	○
	耳原公民館	○
	白川公民館	○
	西公民館	○

新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル
(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。

①施設の利用は午後10時までとする。
②各室の利用は定員の100%以内とする。
③「3密」を避ける等の利用制限あり。

施設名	開館状況 4/5~5/5	特記事項	
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター		
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター		
文化施設	文化財資料館	○	
	キリスト教遺物史料館	○	
	川端康成文学館	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。
	市立ギャラリー	○	
プラネタリウム（天文観覧室）		○	
青少年	上中条青少年センター	○	①施設の利用は午後10時までとする。 ②各室の利用は定員の100%以内とする。 ③「3密」を避ける等の利用制限あり。
	青少年野外活動センター	○	「3密」を避ける利用制限あり。
図書館	中央図書館（富士正晴記念館含む。）	○	「3密」を避ける利用制限あり。
里山センター（森の学び舎）		○	会議室等の貸室については、収容率の100%以下とする。芝生広場・パーク等については、当面の間、家族利用に限定。センター主催のイベントは中止（イエローステージ期間中）

災対第1107号
令和3年4月1日

市町村長様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

大阪府においては、感染の急拡大や医療体制の逼迫状況を踏まえ、3月31日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）に基づく「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」に本府を公示するよう、国に要請し、これを受け、本府を「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」として公示されました。

本日、第43回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、府民に対し、「4人以下のマスク会食の徹底」「大阪市内における不要不急の外出・移動自粛」「府外への不要不急の外出・移動自粛」「歓送迎会、宴会を伴う花見を控えること」等を要請することといたしました。

また、イベントについては、人数上限を変更し、現在の1万人以下から5,000人以下の開催を要請するとともに、4月5日から5月5日までの間、大阪市内の飲食店等に対して5時から20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）、大阪市外の飲食店等に対して5時から21時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から20時30分まで）を要請することといたしました。

つきましては、貴市町村におかれましても、本会議で決定された要請内容について、ホームページやSNS等で周知いただくなど、ご協力いただきますようお願いいたします。

別添資料1 まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容

別添資料2 第43回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

(問い合わせ先)

代表：06-6941-0351

危機管理室 災害対策課

柴田・工藤・荒川（内4947、4948）

まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容

別添資料 1

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 4月5日～5月5日
- ③ 実施内容

●府民への呼びかけ

- 4人以下※1でのマスク会食※2の徹底（特措法第31条の6第2項）
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること（特措法第31条の6第2項）
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと
(特措法第24条第9項、第31条の6第2項)
- 歓送迎会、宴会を伴う花見は控えること（特措法第24条第9項）
- 大阪市内における不要不急の外出・移動は自粛すること（特措法第24条第9項）
- 大阪府外への不要不急の外出・移動は自粛すること（特措法第24条第9項）

※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない

※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

●イベントの開催について（特措法第24条第9項に基づく）※府主催（共催）のイベントを含む

- Ø 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- Ø 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
- Ø 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応
- Ø イベント開催の要件は以下のとおり（適切な感染防止策が講じられることが前提）

期間	収容率		人数上限
4月5日～5月5日	<u>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</u> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※2）	<u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u> ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	5,000人以下
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%（※1）以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うこと可とする。

●施設について（大阪市内）※府有施設を含む

期間	4月5日～5月5日	
対象施設	【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	
実施内容	要請内容	<u>（特措法第31条の6第1項に基づくもの）</u> <input type="radio"/> 営業時間短縮（5時～20時）を要請。ただし、酒類の提供は11時～19時00分まで <input type="radio"/> 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 （退場を含む） <input type="radio"/> アクリル板の設置等 <input type="radio"/> 上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 （従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気） <u>（特措法第24条第9項に基づくもの）</u> <input type="radio"/> CO2センサーの設置 <input type="radio"/> 業種別ガイドラインの遵守を徹底 <input type="radio"/> カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。

ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

Ø 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

【協力依頼（大阪市内）】

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	・催物の開催制限に係る施設は、 イベントの開催要件を守ること。
集会場又は公会堂、展示場	・入場者の整理誘導等を行うこと。
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時
物品販売業を営む店舗（1,000m ² 超）（生活必需物資を除く）	・入場者の整理誘導等を行うこと。
サービス業を営む店舗（1,000m ² 超）（生活必需サービスを除く）	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

●施設について（大阪市外）※府有施設を含む

期間	4月5日～5月5日		
対象施設	【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗		
実施内容	要請内容	<u>（特措法第24条第9項に基づく）</u> <input type="radio"/> 営業時間短縮（5時～21時）を要請。ただし、酒類の提供は11時～20時30分まで <input type="radio"/> 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 （退場を含む） <input type="radio"/> アクリル板の設置等 <input type="radio"/> 上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 （従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気） <input type="radio"/> CO2センサーの設置 <input type="radio"/> 業種別ガイドラインの遵守を徹底 <input type="radio"/> カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。

ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

Ø 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

●上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと（特措法第24条第9項に基づく）

<経済界>へのお願い

- 従業員等に対し、4人以下のマスク会食の徹底を求めること
 - 従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに入りをしないよう求めること
 - 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、研修時の懇親会を控えるよう求めること
 - 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること
- 出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること

<大学等>へのお願い

- 学生に対し、4人以下のマスク会食の徹底を求めること
- 学生に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに入りをしないよう求めること
- 学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること
- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること
- 年度当初に行われる行事（入学式等）は、人ととの間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること

まん延防止等重点措置コールセンターの設置

特措法に基づく営業時間短縮要請や「感染防止宣言ステッカー」にかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名 称：まん延防止等重点措置コールセンター

設置時期：令和3年4月5日

開設時間：平日9時30分～17時30分

※ただし、4／2（金）は開設（9時30分～17時30分）

受付電話番号：06-4397-3268

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定

各 位

第43回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

日頃から府政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

第43回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の概要について、以下のとおり報告いたします。

また、現在検討中の今後の支援策について、別添資料により、本部会議後の囲み取材で知事が説明しましたので、あわせて報告いたします。

ご不明の点がございましたら、別紙の連絡先までご連絡いただきますようお願いします。

1. 日時 : 令和3年4月1日(木) 19時20分から20時00分まで

2. 場所 : 大阪府新別館南館8階 大研修室

【結果概要】

(1) 現在の感染状況・療養状況等

- ・2週間で7日間毎の新規陽性者数は約3.5倍に増加し、第3波を大きく上回るスピードで感染が急拡大。政府分科会指標は、陽性率を除いてステージⅢの基準を超えて直近1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数は、3月31日にステージⅣを超過した。
- ・新規陽性者に占める夜の街の関係者及び滞在者の割合は増加。特に、居酒屋・飲食店が増加。
- ・重症病床、軽症中等症病床、宿泊療養施設運用率はいずれも5割程度となり、医療提供体制に負荷が大きくかかり始めている。
- ・営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するため、4月5日から5月5日まで、見回り隊により、大阪市内の全ての飲食店等に対し、調査を実施し、遵守できていない場合は是正を依頼する。

(2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容等

- ・大阪府が、まん延防止等重点措置に実施すべき区域として公示されたことを受け、4月5日から5月5日まで、府民や事業者に対して要請を行う。
- ・府民に対しては、「4人以下のマスク会食の徹底」「大阪市内における不要不急の外出・移動自粛」「府外への不要不急の外出・移動自粛」「歓送迎会、宴會を伴う花見を控えること」等を要請。
- ・イベントについては、国の方針に準じ、人数上限を現在の1万人以下から5,000人以下に変更。
- ・大阪市内の飲食店等に対しては、5時～20時の営業時間短縮を要請。酒類の提供は11時～19時。大阪市外の飲食店等に対しては、5時～21時の営業時間短縮を要請。酒類の提供は11時～20時30分。
- ・このほか、府内全域の飲食店等に対し、「マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む)」「アクリル板の設置等」「CO₂センサーの設置」「飲食を主とする店舗でカラオケ設備がある店に対する、カラオケ設備の利用自粛」等を要請。
- ・今後の教育活動については、3月中旬以降に、部活動(バスケットボール、バレーボール等室内競技)を契機としたクラスター発生事例が複数報告されていることから、府立学校においては、感染リスクの高い活動は実施しないこととする。具体的には、長時間にわたり密集又は近距離で対面形式となるグループワークやディスカッション、部活動における、生徒どうしが近距離で向き合う活動や大きな発声や激しい呼気を伴う活動等を実施しない。市町村立学校及び私立学校については、同様の対応を要請。

(3) その他

- ・変異株への対応については、原則入院、同室対応も可とし、陰性確認検査が可能な宿泊施設での療養も可とする。変異株と判明した患者の濃厚接触者等においては、保健所長の判断により変異株PCR検査を省略し、変異株陽性者としての対応を可とする。退院基準は、国の基準見直しを踏まえ、今後変更。
- ・高齢者施設等の従事者への定期PCR検査については、4月5日から6月30日(予定)まで、継続実施する。恐れいりますが、会議資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

(大阪府ホームページ) 大阪府新型コロナウイルス対策本部

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/43kaigi.html

令和3年4月1日

大阪府危機管理監 森岡 武一

第43回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和3年4月1日（木）19時00分～
場所：大阪府新別館南館8階 大研修室

次 第

議 題

（1）現在の感染状況・療養状況等

- ・現在の感染状況について【資料1－1】
- ・現在の療養状況について【資料1－2】
- ・療養者数のシミュレーションについて【資料1－3】
- ・ガイドライン遵守徹底のための見回り調査(案)について【資料1－4】

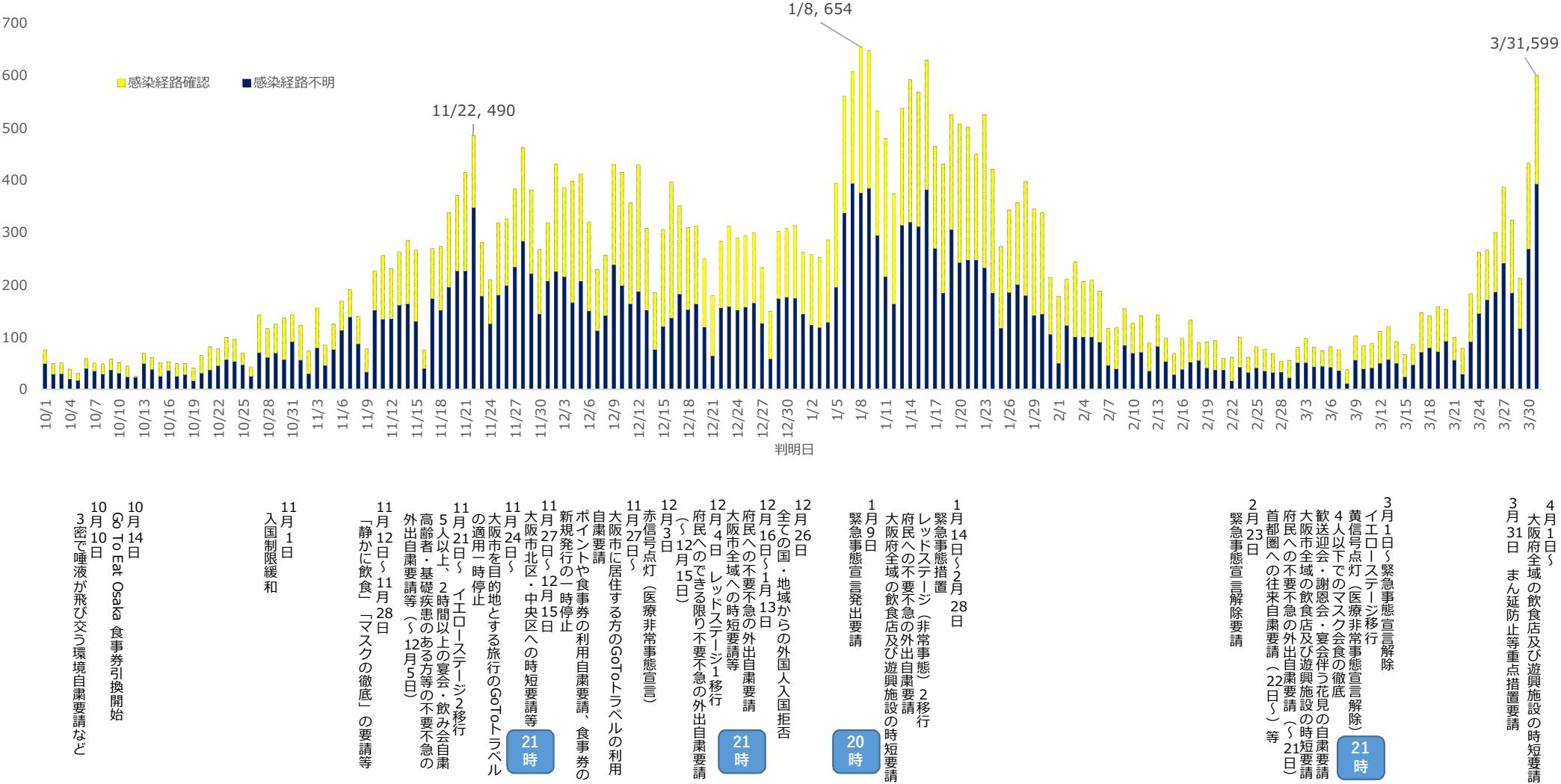
（2）まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請等

- ・まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請【資料2－1】
- ・専門家のご意見【資料2－2】
- ・今後の教育活動について【資料2－3】

（3）その他

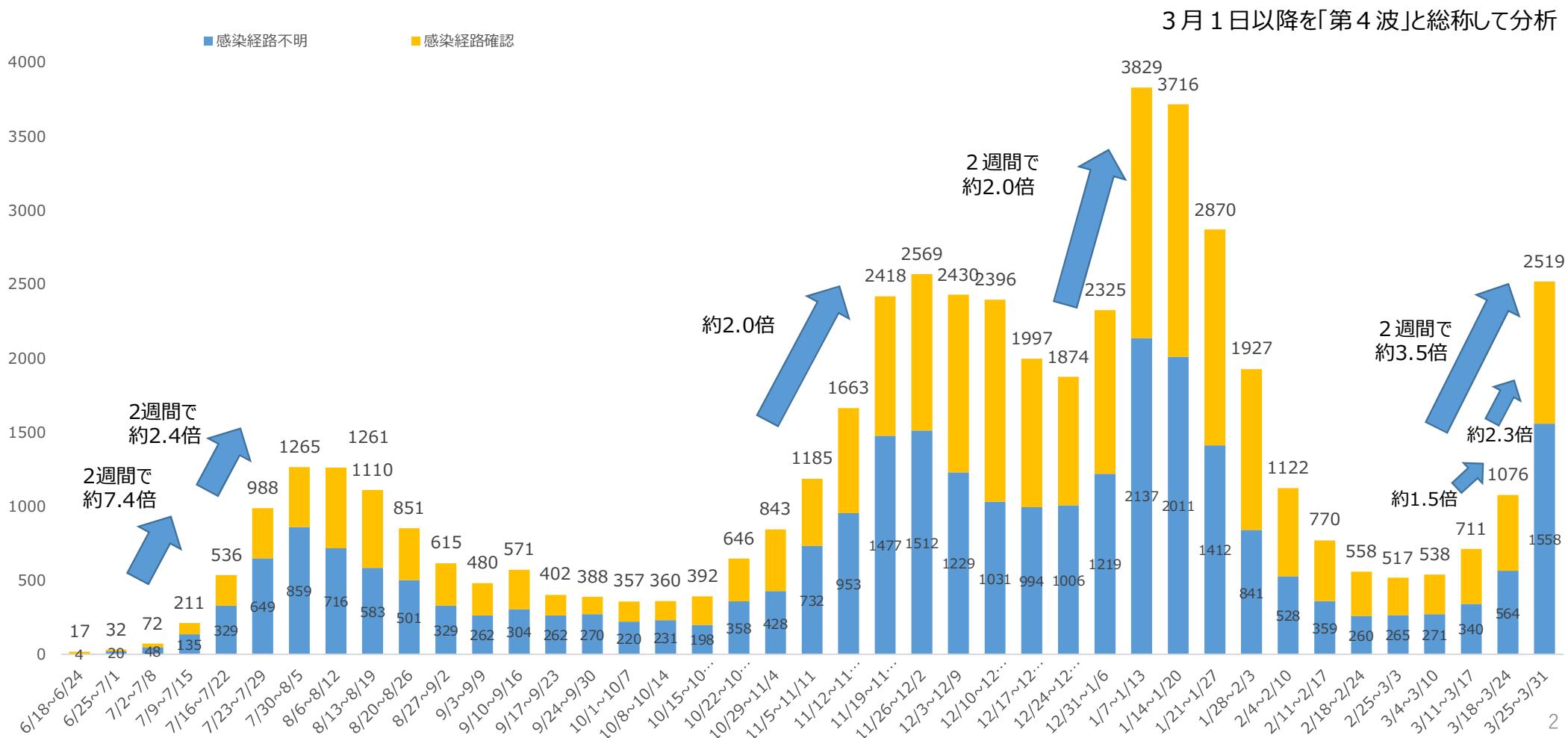
- ・大阪府における新型コロナウイルス感染症変異株への対応【資料3－1】
- ・4月以降の高齢者施設等の従事者への定期PCR検査について【資料3－2】

陽性者数の推移



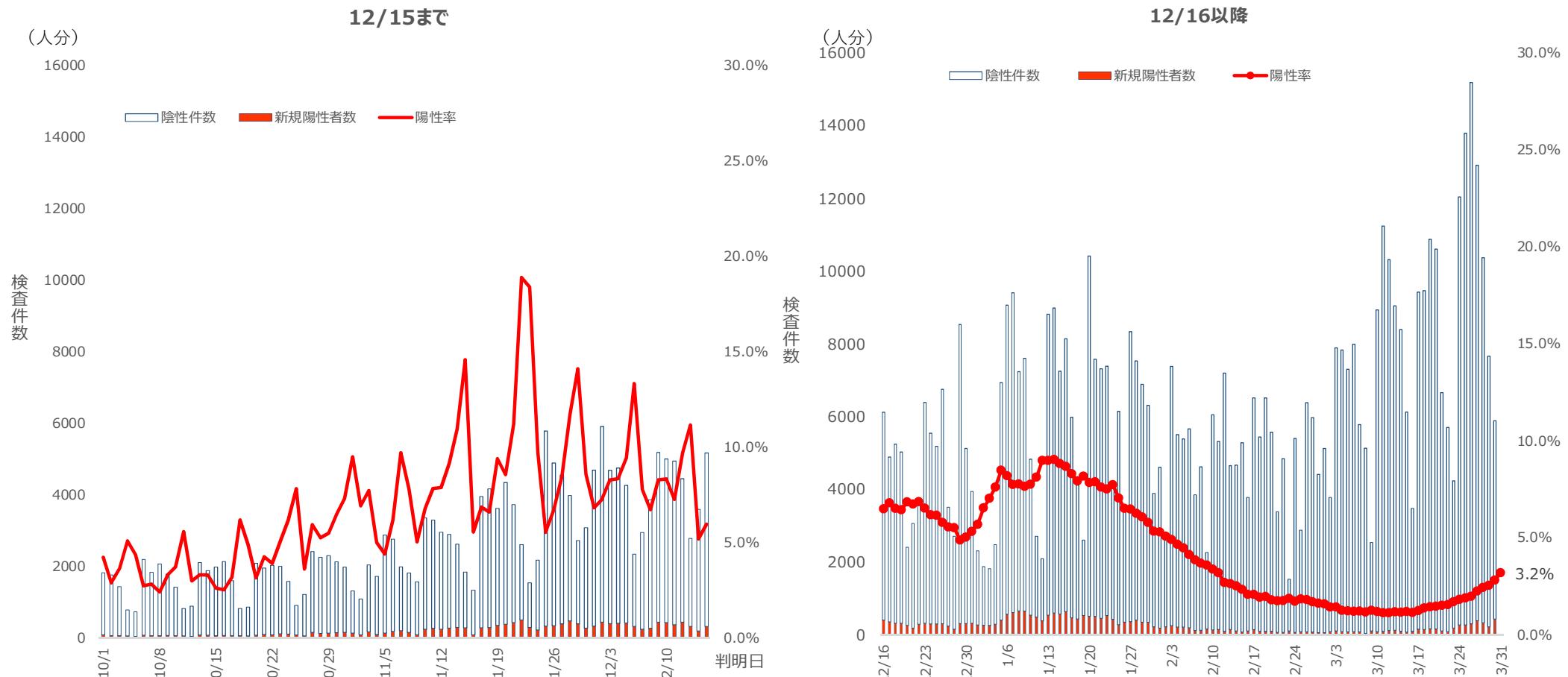
7日間毎の新規陽性者数

第4波は、直近2週間で約3.5倍増加し、第三波を大きく上回る速度で感染が急拡大している。
 (直近1週間の新規陽性者数一日平均約360名)



検査件数と陽性率

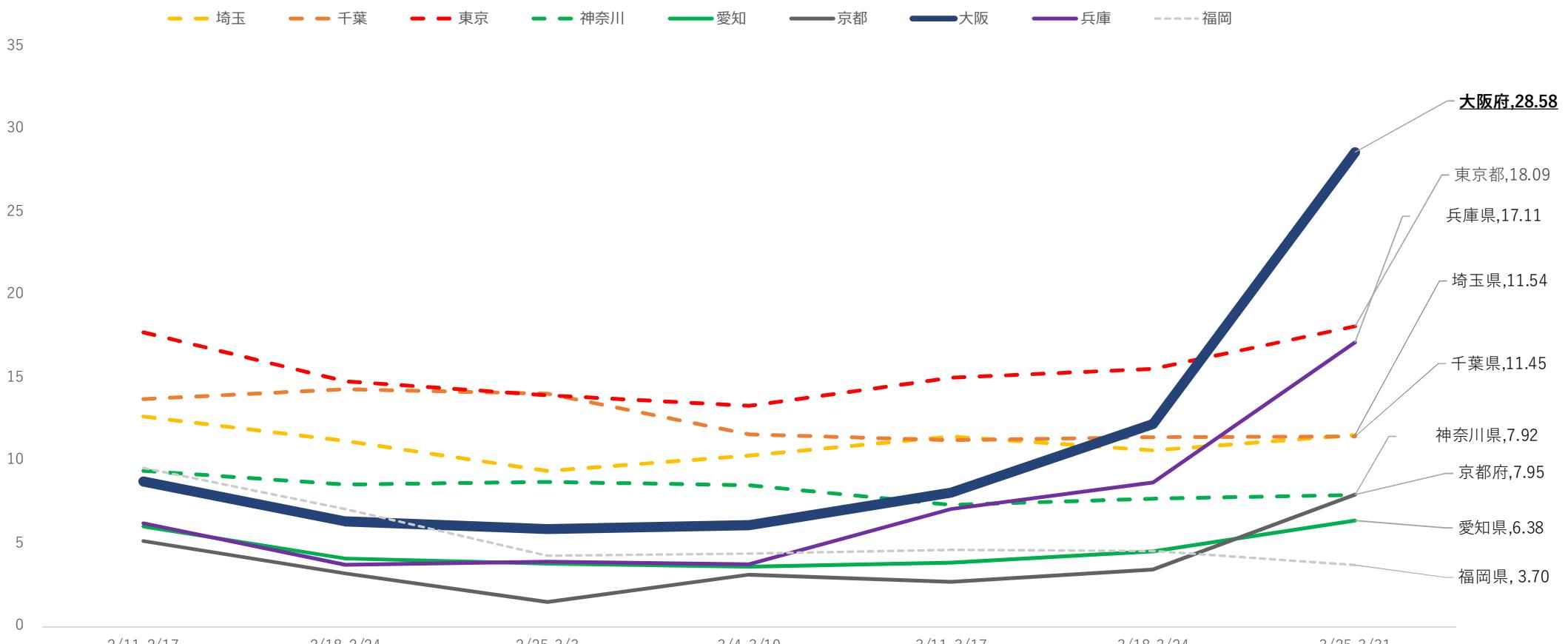
陽性率が感染拡大に伴い増加。



※12月15日より国システム（G-MIS）を使用し、算出方法を
「1週間の陽性者数／1週間の検体採取をした人数」に変更

週・人口10万人あたり新規陽性者数(緊急事態措置解除区域)

3月1日付で緊急事態措置解除となった関西の2府1県及び愛知県はいずれも感染拡大に転じているが(福岡県を除く)、大阪府は特に感染が急拡大している。



※各都道府県ホームページ公表数値を基に、大阪府の分析による

週・人口10万人あたり新規陽性者数(緊急事態措置解除区域)

35

30

25

20

15

10

5

0

ステージ
IV

ステージ
III



■2/18-2/24 ■2/25-3/3 ■3/4-3/10 ■3/11-3/17 ■3/18-3/24 ■3/25-3/31

※各都道府県ホームページ公表数値を基に、大阪府の分析による 5

「大阪モデル」モニタリング指標の状況

重症病床使用率が急増。軽症中等症病床使用率や宿泊療養施設部屋数使用率も増加。

分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する非常事態解除の基準	府民に対する警戒解除の基準	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	現在の状況
(1) 市中の感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週增加比	①2以上かつ ②10人以上	—	—	—	1.66	1.74	1.93	2.11	2.38	2.55	2.69	2.76	3/13以降、増加
	②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均		—	—	10人未満	80.57	93.71	110.14	131.43	150.00	162.43	188.43	222.57	3/1以降、増加
	【参考①】新規陽性者における感染経路不明者の割合	—	—	—	—	55.3%	64.3%	62.3%	62.4%	57.6%	54.5%	63.2%	65.4%	3/24以降、50%を超過したまま推移
(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数 うち後半3日間	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—	—	1076 524	1201 711	1343 828	1576 952	1799 1009	1933 922	2182 968	2519 1244	3/3以降増加
	④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	—	—	—	0.5人未満	12.21	13.62	15.24	17.88	20.41	21.93	24.75	28.58	3/26に15人（分科会指標ステージⅢ基準）を超過し、31日に25人（ステージⅣ基準）超過
	【参考②】陽性率（7日間）	—	—	—	—	1.8%	1.9%	2.0%	2.2%	2.4%	2.5%	2.8%	3.2%	3/17以降、増加
(3) 病床等のひつ迫状況	⑤患者受入重症病床使用率	70%以上 （「警戒（黄色）」信号が点灯した日から起算して25日以内）	7日間連続 60%未満	60%未満	27.2%	27.2%	28.1%	31.3%	31.7%	37.1%	40.2%	41.1%	3/21以降増加	
	【参考③】患者受入軽症中等症病床使用率	—	—	—	—	31.8%	32.0%	36.2%	35.6%	38.1%	39.5%	38.6%	42.2%	3/14以降増加
	【参考④】患者受入宿泊療養施設部屋数使用率	—	—	—	—	12.3%	14.2%	15.7%	19.0%	22.1%	25.6%	27.0%	28.3%	3/4以降増加

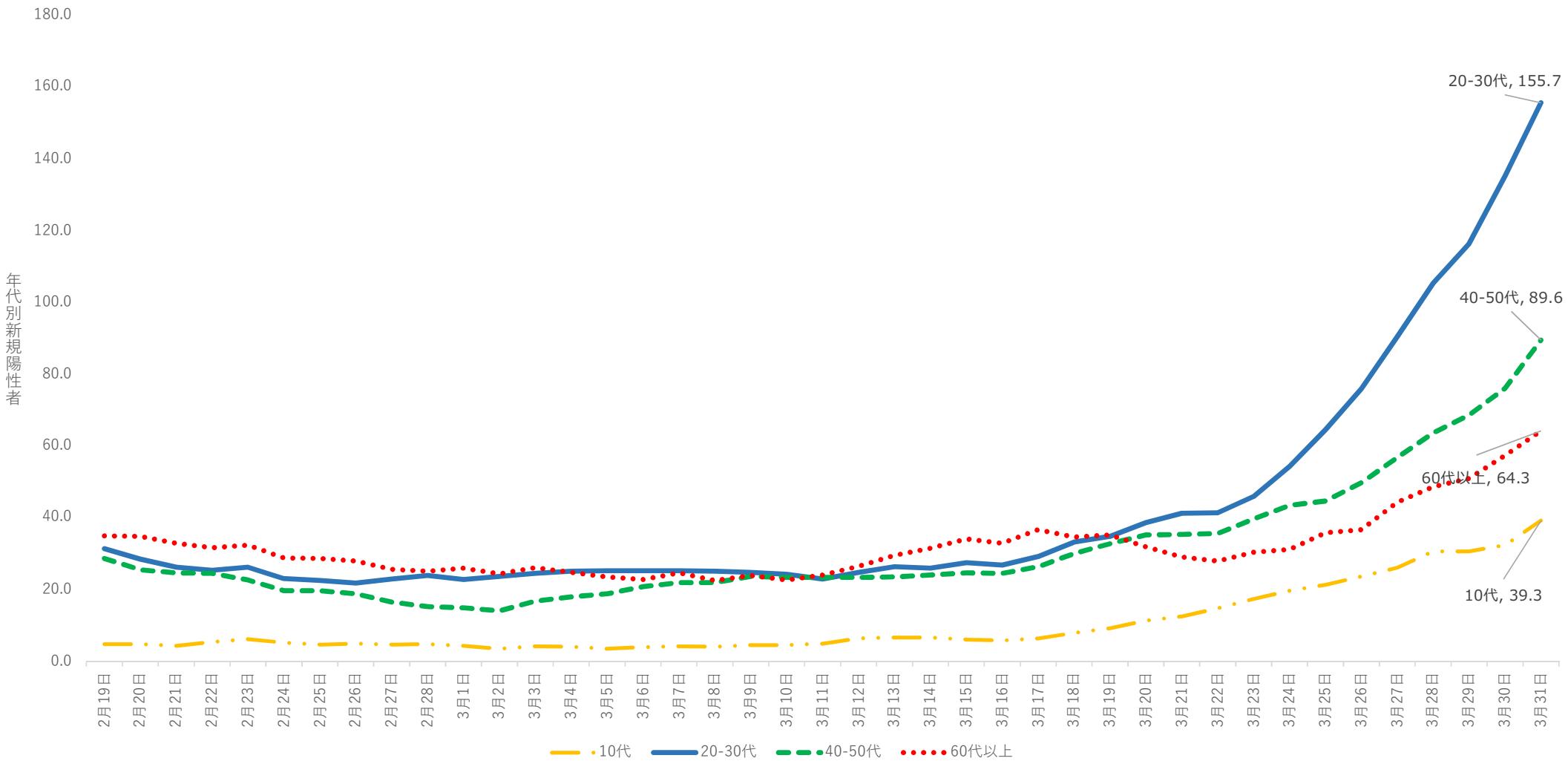
3/18 大阪市全域の飲食店・遊興施設営業時間短縮要請の延長を決定（第40回対策本部会議）

3/26 大阪府全域の飲食店・遊興施設営業時間短縮を決定（第41回対策本部会議）

3/31 まん延防止等重点措置適用を国に要請（第42回対策本部会議）

年代別新規陽性者数(7日間移動平均)の推移(日別)

20・30代新規陽性者数が急増し、60代以上も3月23日以降拡大に転じている。



新型コロナウイルス感染症対策分科会におけるモニタリング指標の状況

3月29日に、陽性率を除き、ステージⅢの基準を上回っている。

直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数は3月31日にステージIVの基準(25人)を超過。

	指標		目安	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	3/31時点の目安に対する状況	(参考)ステージIV目安	3/31時点の目安に対する状況
ステージⅢ	医療提供体制等の負荷	最大確保病床の占有率	20%以上	31.0% (627/2,022)	34.8% (703/2,021)	34.6% (699/2,021)	36.8% (744/2,021)	38.6% (780/2,021)	38.2% (772/2,021)	41.4% (837/2,021)	●	50%以上	○
		現時点の確保病床数の占有率	25%以上	31.5% (627/1,990)	35.3% (703/1,990)	35.1% (699/1,990)	37.4% (744/1,990)	39.2% (780/1,990)	38.8% (772/1,990)	42.1% (837/1,990)	●	—	
		重症病床 最大確保病床の占有率	20%以上	21.7% (100/460)	22.2% (102/460)	23.7% (109/460)	23.9% (110/460)	26.5% (122/460)	28.0% (129/460)	28.5% (131/460)	●	50%以上	○
		重症病床 現時点の確保病床数の占有率	25%以上	21.7% (100/460)	22.2% (102/460)	23.7% (109/460)	23.9% (110/460)	26.5% (122/460)	28.0% (129/460)	28.5% (131/460)	●	—	
		人口10万人あたり療養者数	15人以上	18.42	21.03	23.63	26.35	27.96	31.17	36.05	●	25人以上	●
	監視体制	陽性率 1週間平均	10%以上	1.9%	2.0%	2.2%	2.4%	2.5%	2.8%	3.2%	○	ステージⅢと同基準	○
	感染の状況	直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	15人以上	13.62	15.24	17.88	20.41	21.93	24.75	28.58	●	25人以上	●
		直近一週間と先週一週間の比較	1より大きい	1.57 (1,201/764)	1.66 (1,343/811)	1.87 (1,576/844)	2.11 (1,799/852)	2.24 (1,933/864)	2.27 (2,182/961)	2.34 (2,519/1,076)	●	ステージⅢと同基準	●
		感染経路不明割合 1週間平均	50%以上	54.6%	57.4%	58.4%	58.4%	58.8%	60.4%	61.8%	●	ステージⅢと同基準	●

3/18 大阪市全域の飲食店・遊興施設営業時間短縮要請の延長を決定（第40回対策本部会議）
 3/26 大阪府全域の飲食店・遊興施設営業時間短縮を決定（第41回対策本部会議）
 3/31 まん延防止等重点措置適用を国に要請（第42回対策本部会議）

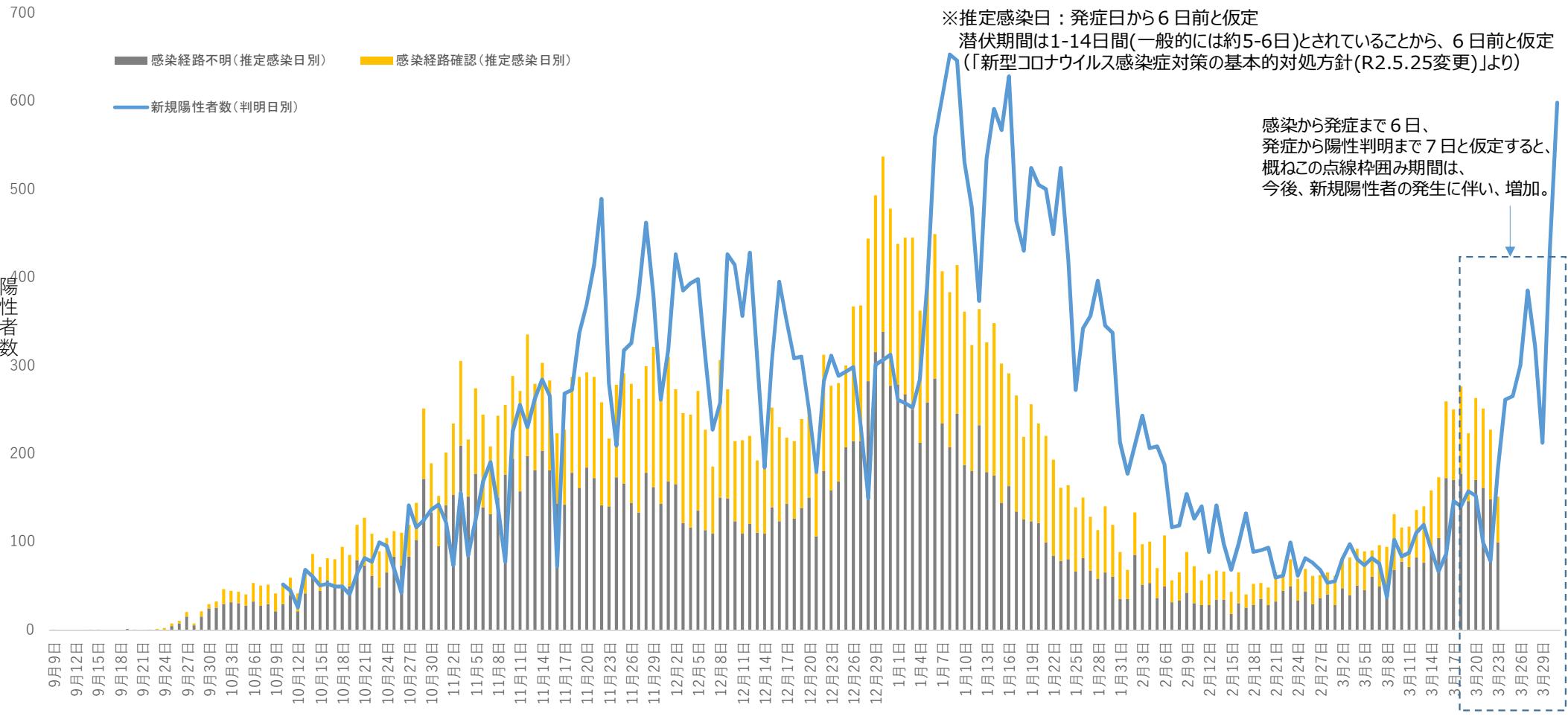
●：基準外 ○：基準内

病床確保計画に定める「最大確保病床」を「現時点の確保病床」が上回る場合は、「現時点の確保病床数」に読み替える。

推定感染日別陽性者数（3月31日時点）

3月中旬以降に感染したと推定される陽性者が急増。

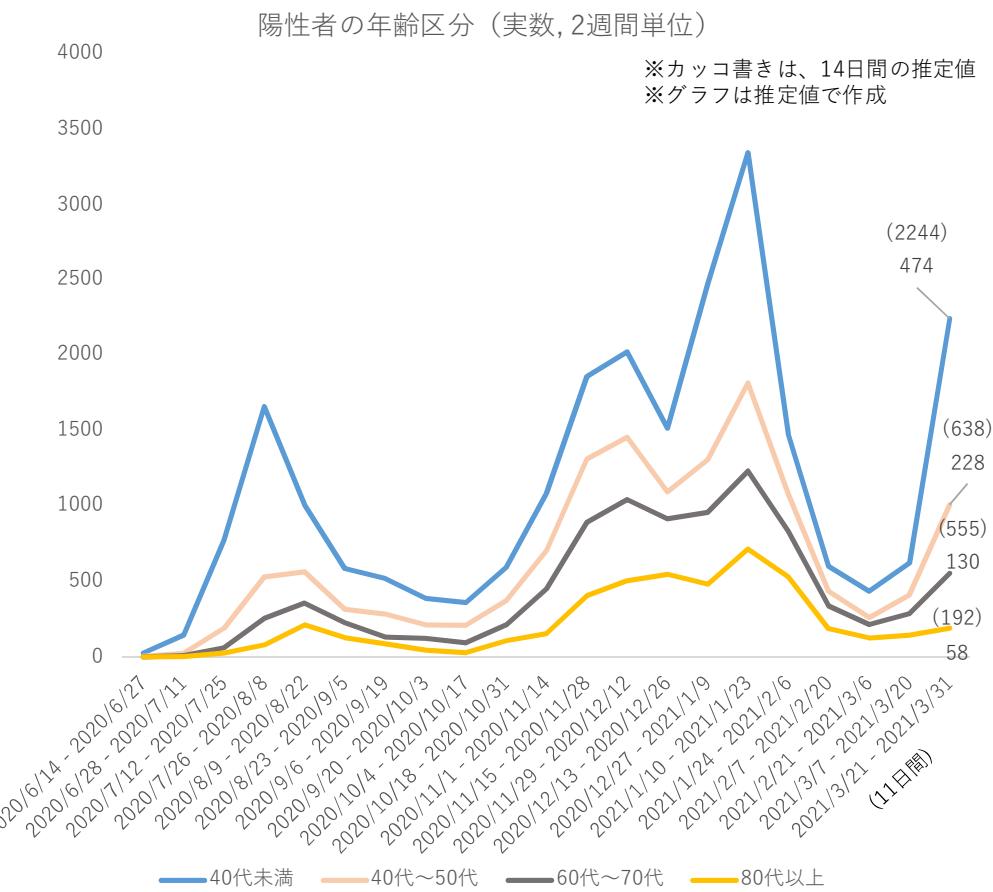
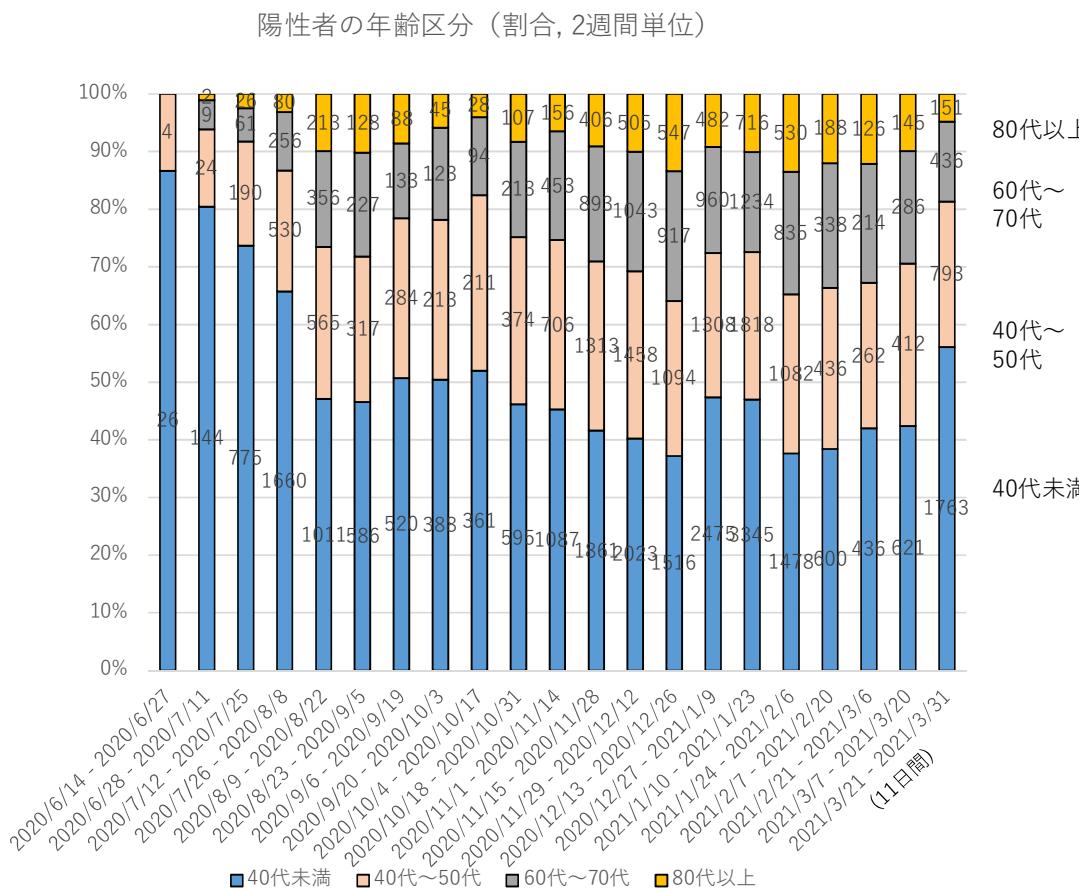
(10月10日以降3月31日までの判明日分) (N = 34,062名 (調査中、不明、無症状7,082名を除く))



陽性者の年齢区分

直近10日間で40代未満の割合が急増し、6割弱。実数でも急増。

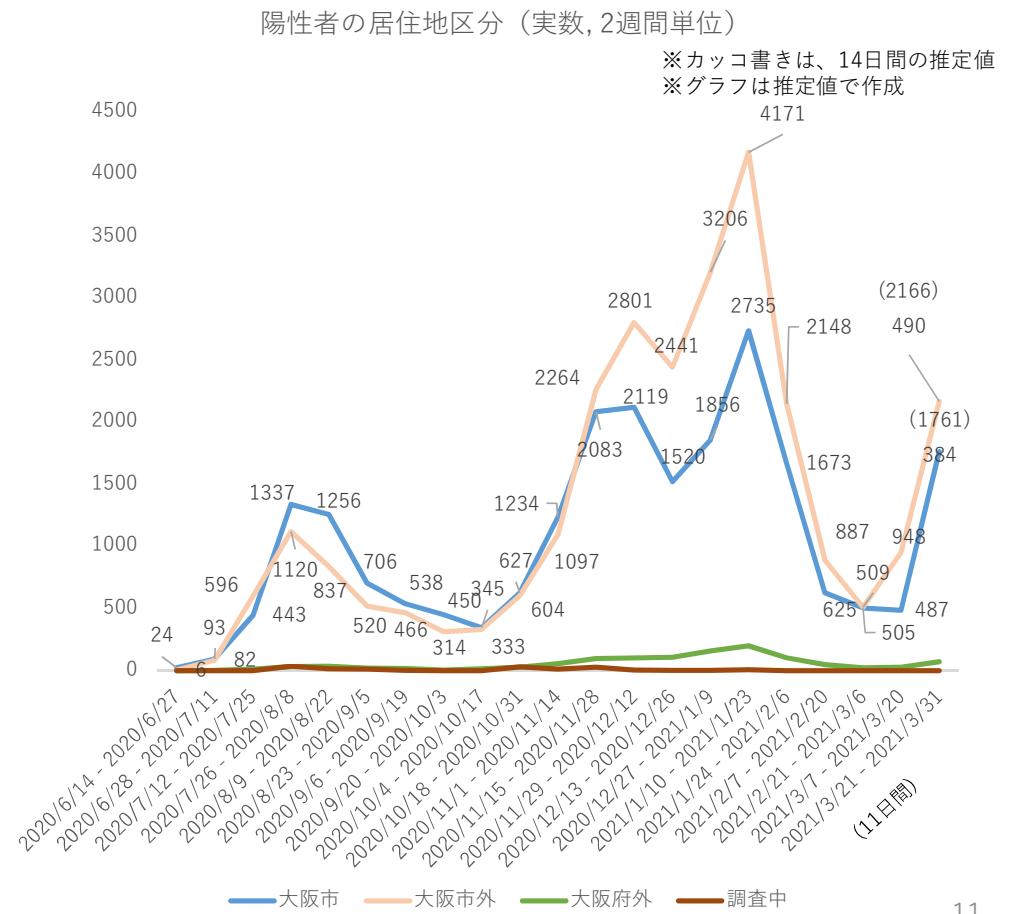
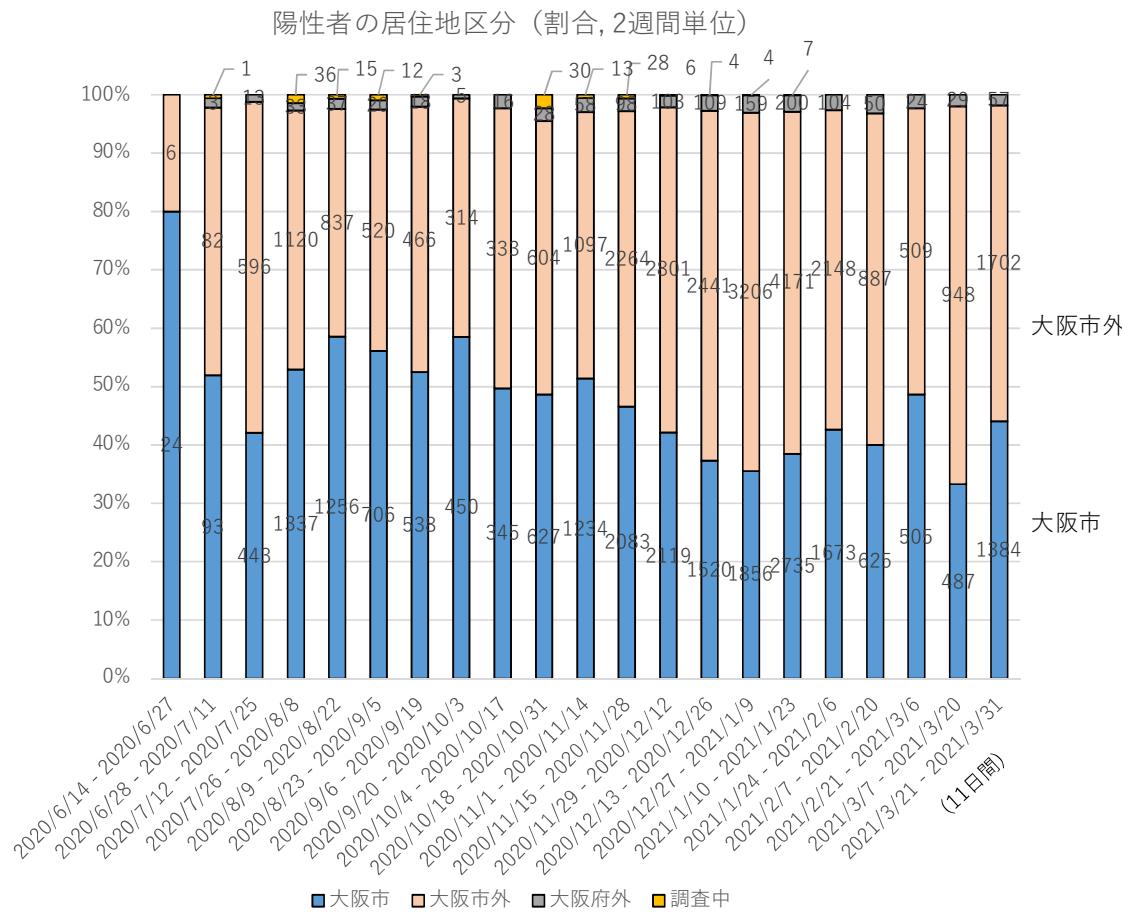
(6月14日以降3月31日までに判明した50,415事例の状況)



陽性者の居住地

直近10日間は、大阪市内居住者の割合・実数が再び増加。市外居住者も依然増加。

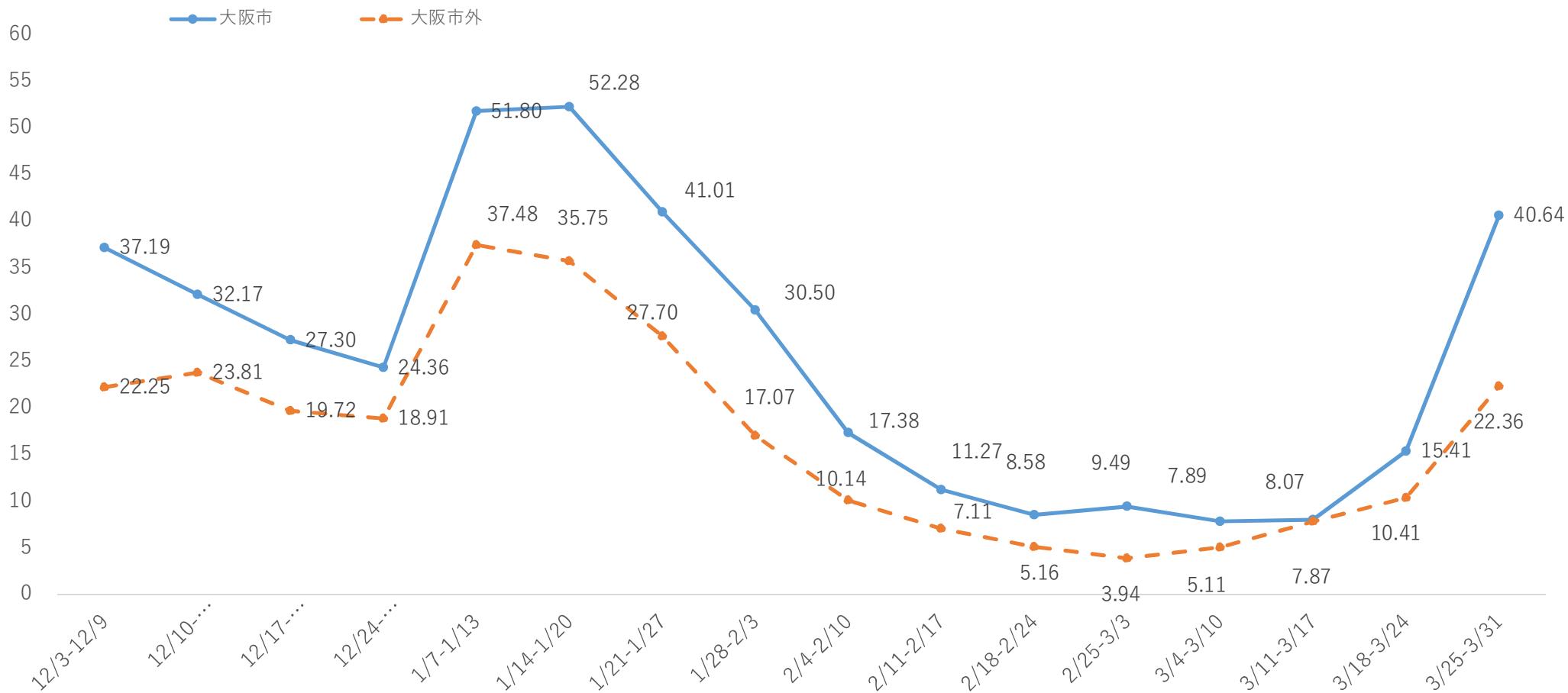
(6月14日以降3月31日までに判明した50,415事例の状況)



大阪市・市外の陽性者比較（人口10万人あたり　1週間単位）

※市内外は居住地による
※居住地が非公表、不明、調査中、他都道府県等を除く

大阪市内居住者は直近1週間で約3倍に、市外居住者は約2倍に急増している。

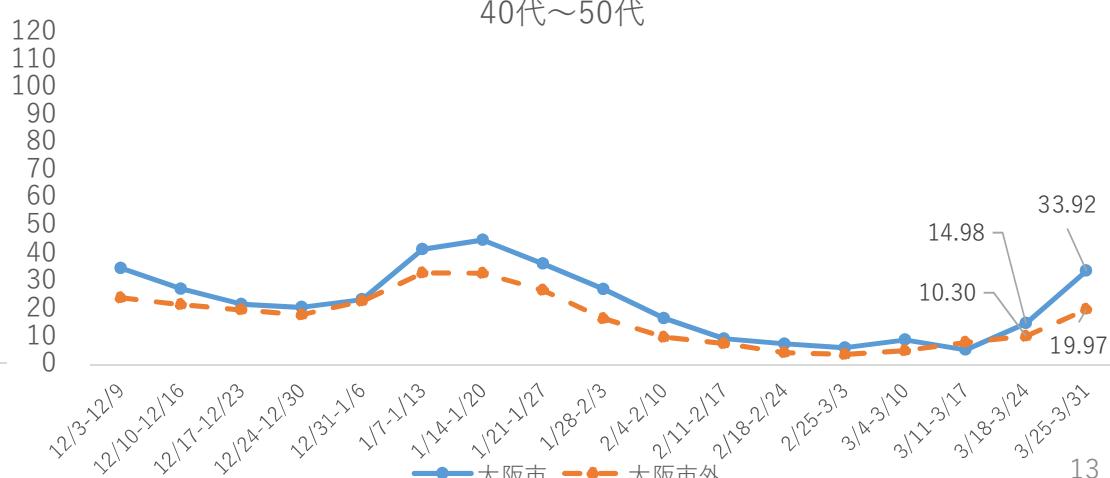
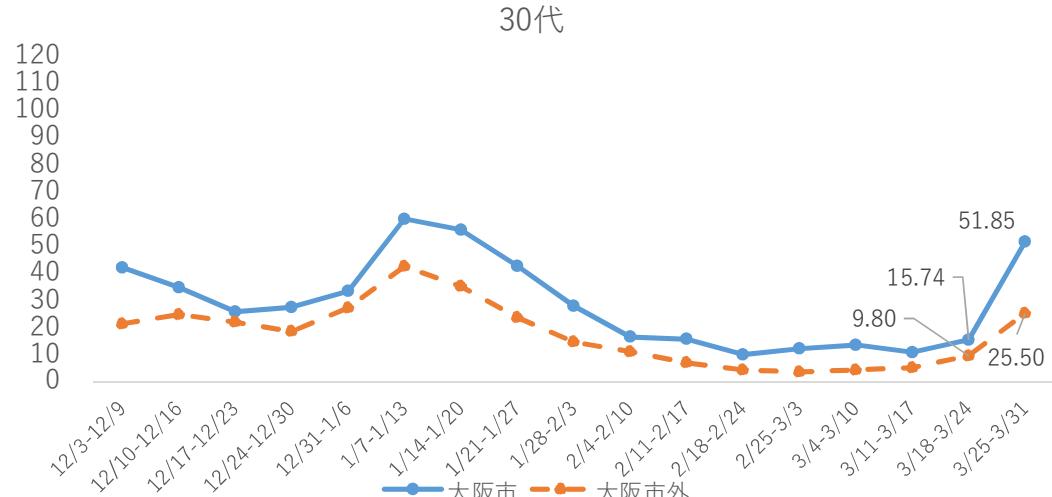
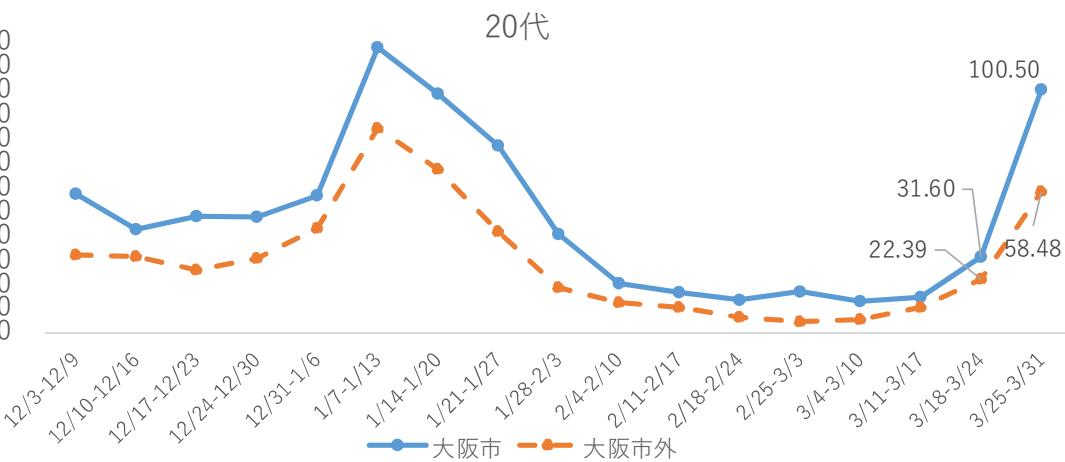


大阪市・市外 年代別陽性者比較 (人口10万人あたり)

※市内外は居住地による

※居住地が非公表、不明、調査中、他都道府県等を除く

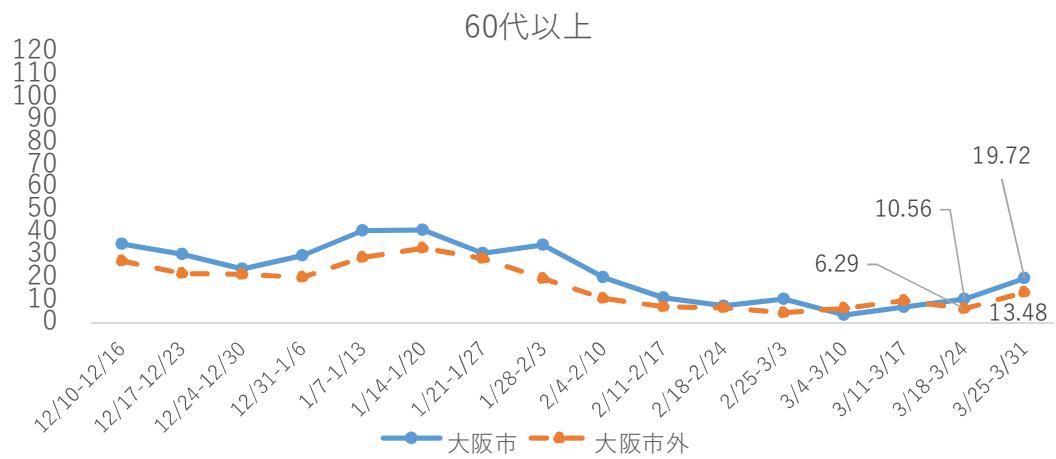
人口10万人あたり新規陽性者数は、市内外・各年代で急増。



大阪市・市外 年代別陽性者比較（人口10万人あたり）

※市内外は居住地による
※居住地が非公表、不明、調査中、他都道府県等を除く

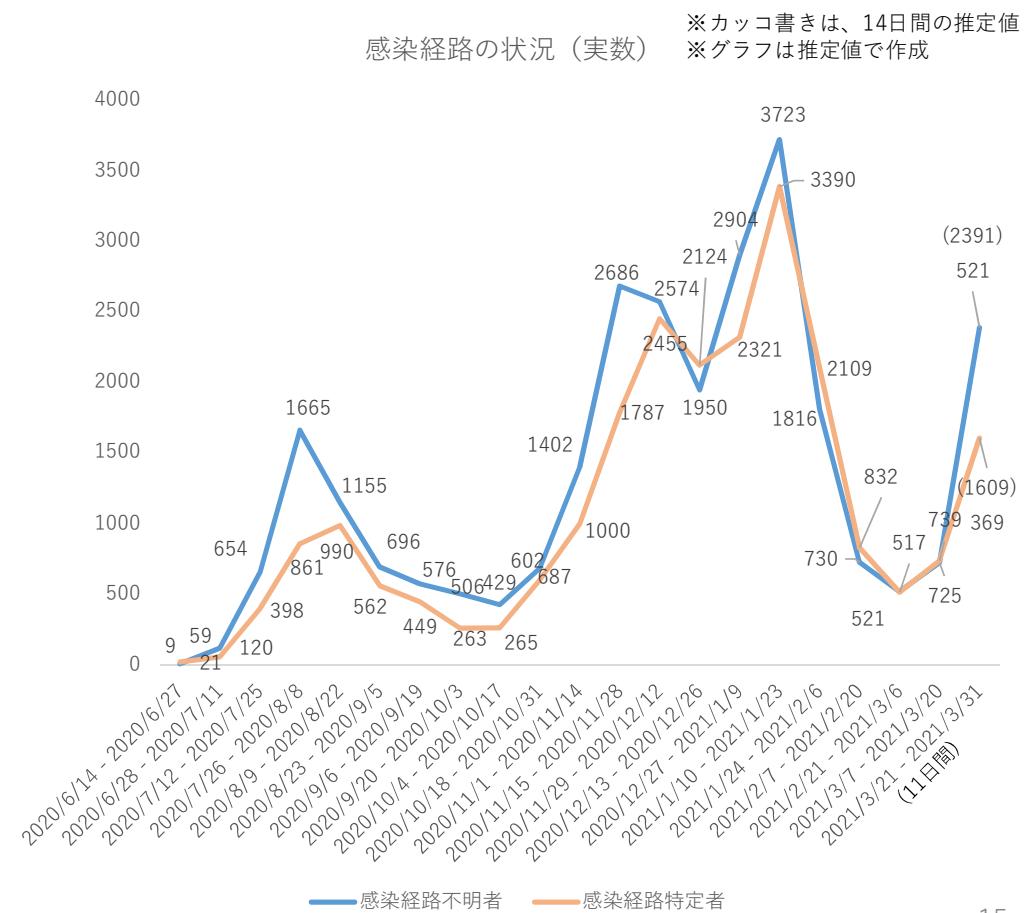
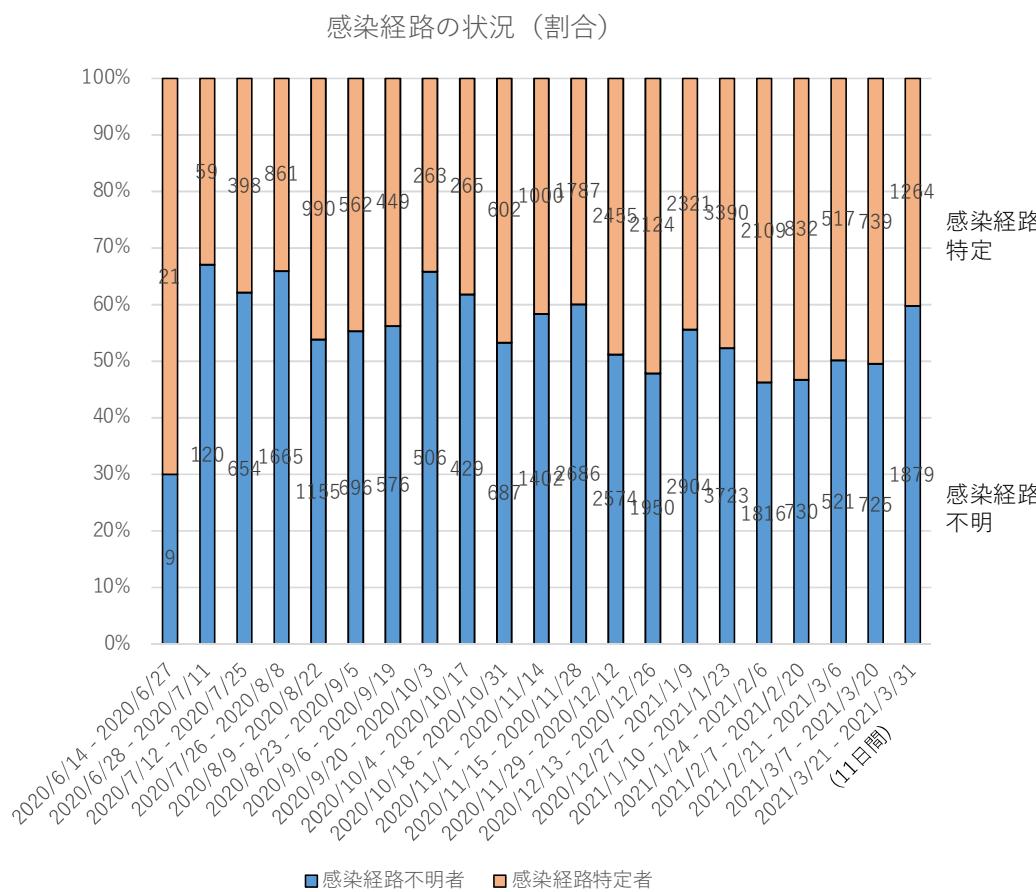
60代以上の人ロ10万人あたり新規陽性者数は、市内外ともに増加。



陽性者の感染経路の状況

直近10日間で感染経路不明の割合が6割まで増加し、実数でも感染経路不明者数が急増。

(6月14日以降3月31日までに判明した50,415事例の状況)

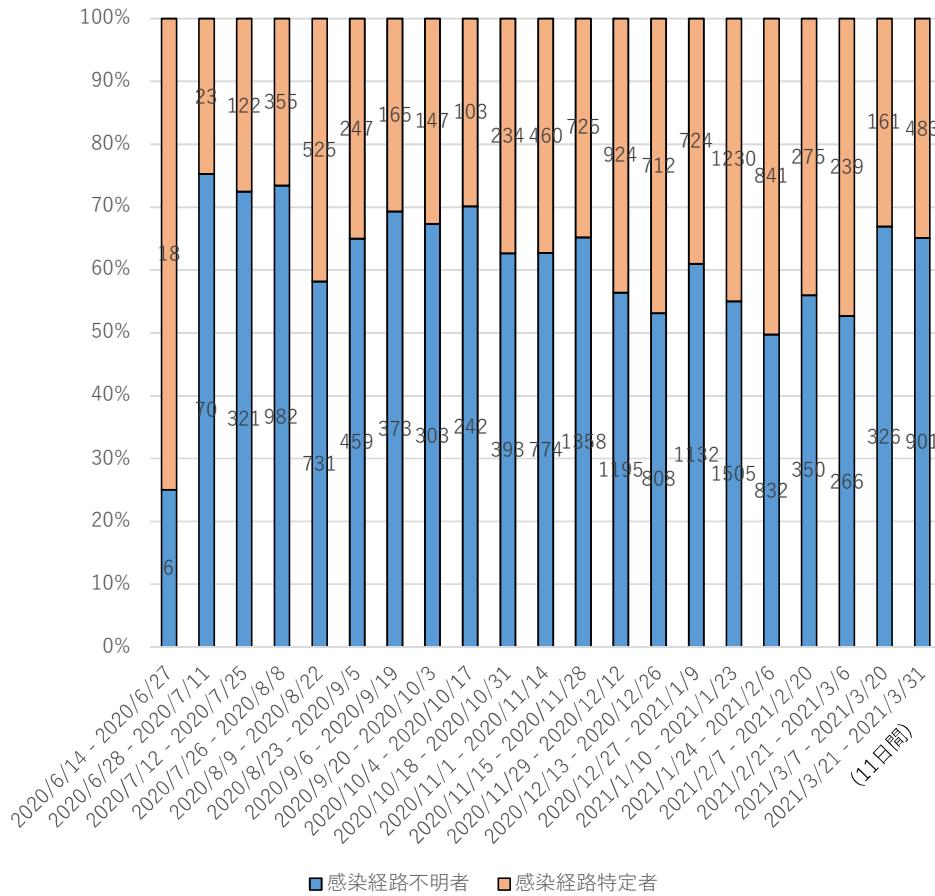


陽性者の感染経路の状況(大阪市内外)

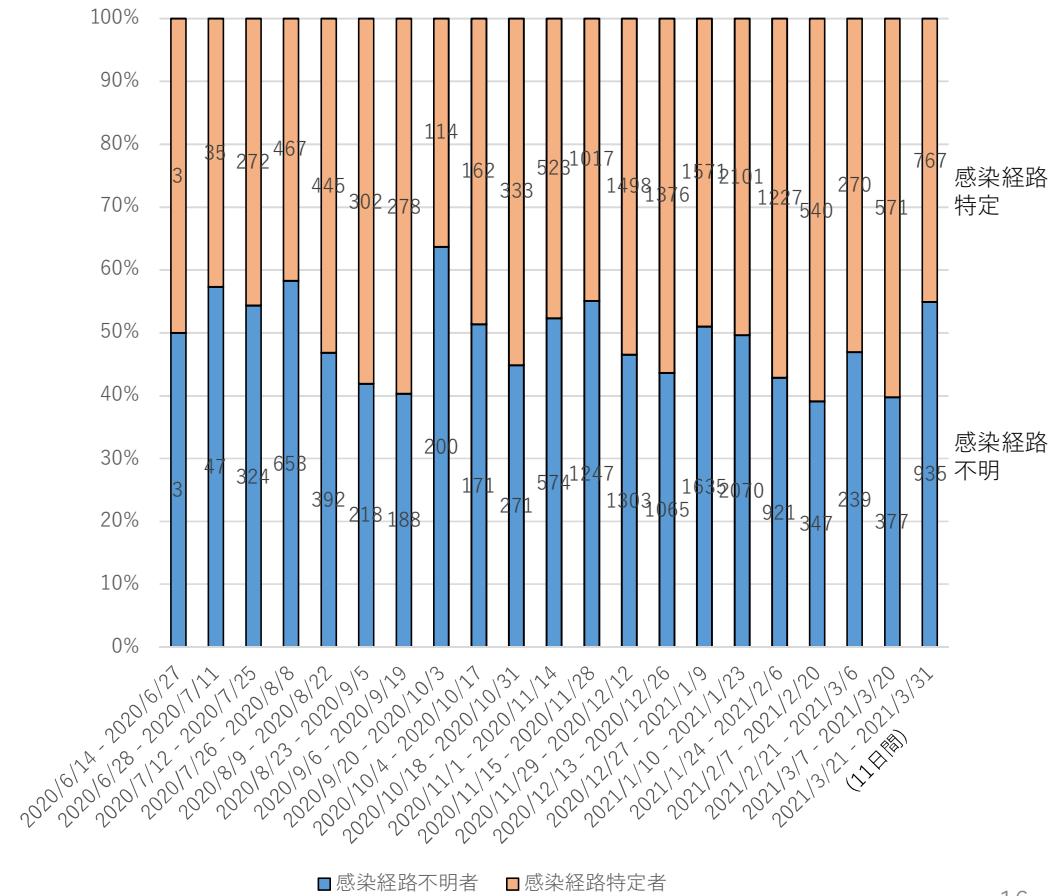
※市内外は居住地による
※居住地が非公表、不明、調査中、他都道府県等を除く

直近10日間における感染経路不明割合は、市内居住者が6割強と依然高く、市外居住者も増加し、5割を超過。

感染経路の状況(大阪市)



感染経路の状況(大阪市外)

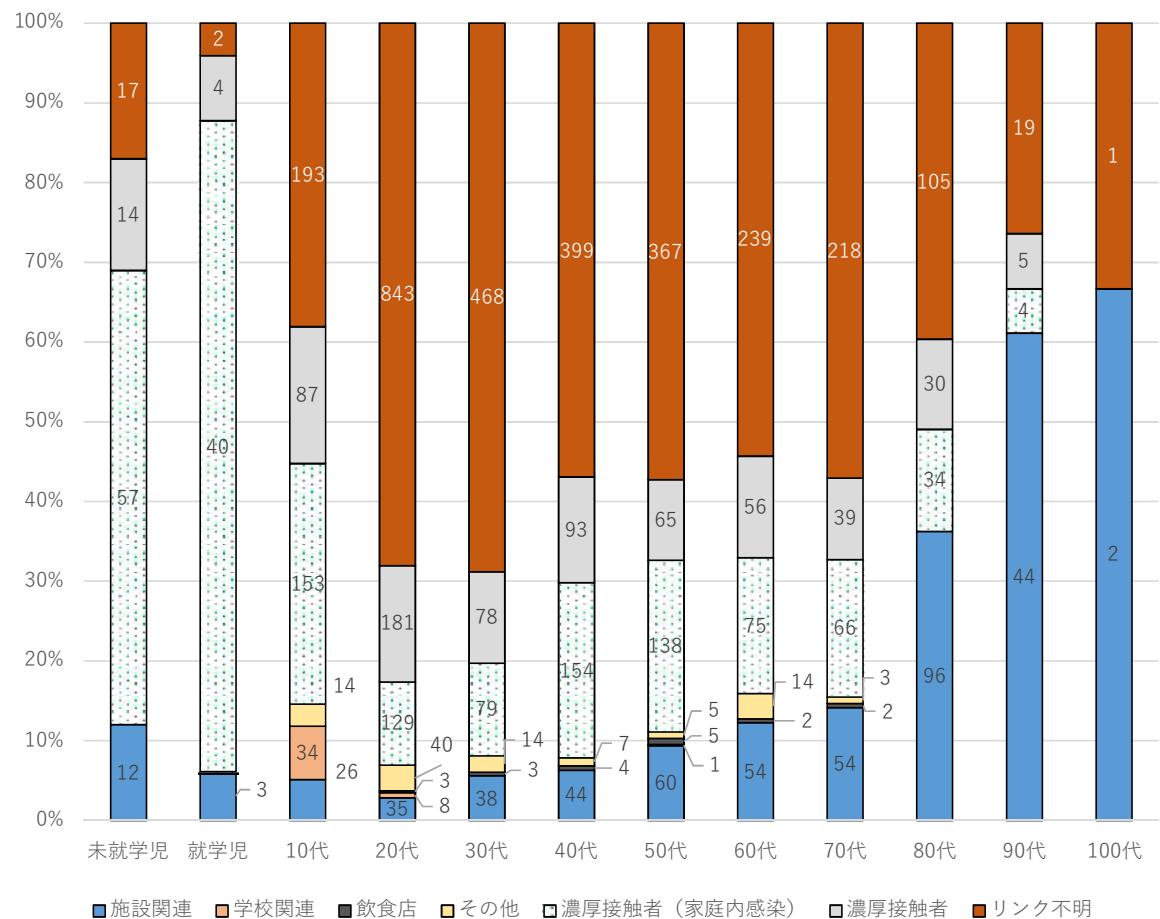


■ 感染経路不明者 ■ 感染経路特定者

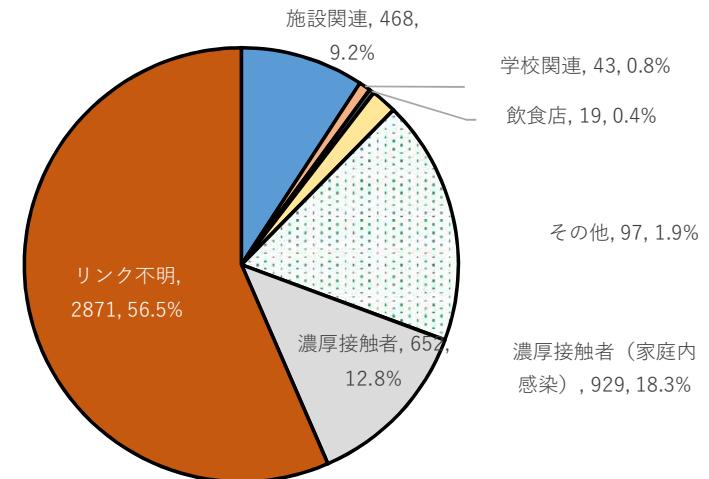
感染経路（第四波）

（3月1日以降3月31日までに判明した5,079事例の状況）

年代別感染経路



全年代感染経路



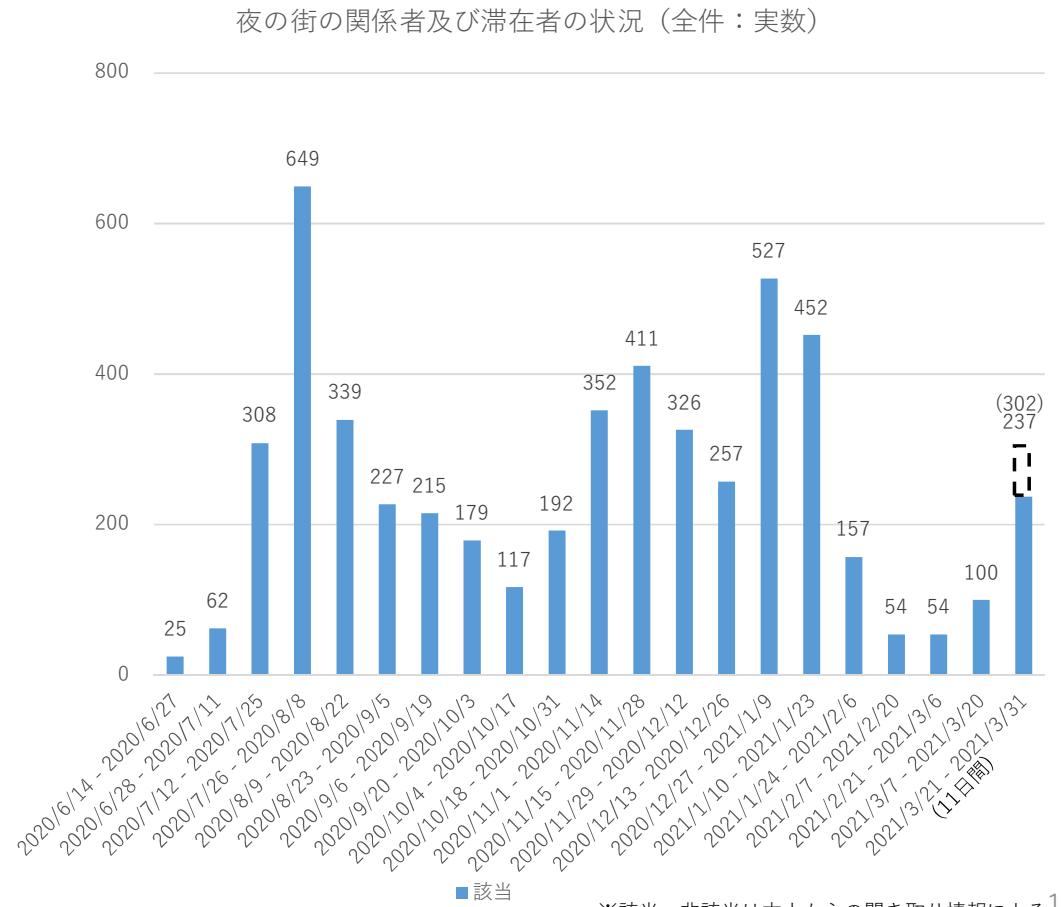
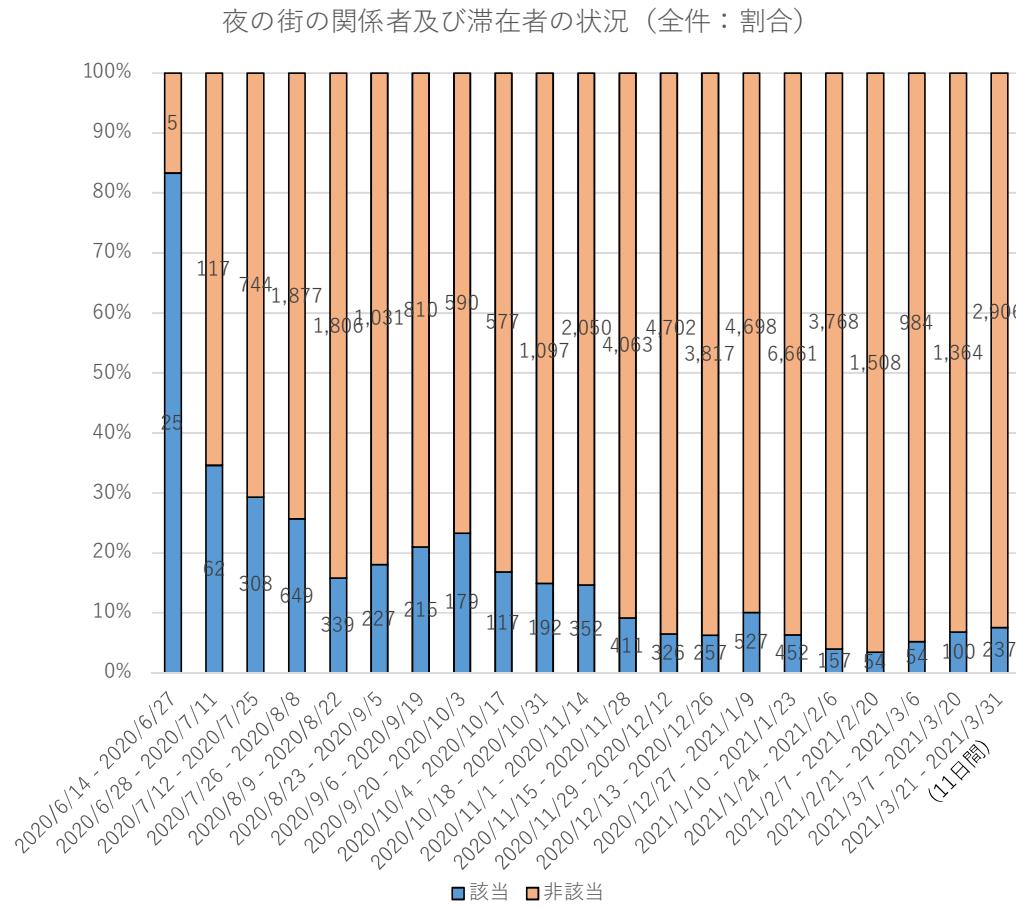
<全年代感染経路>

時点	施設関連	学校関連	飲食店	その他	濃厚接触者（家庭内感染）	濃厚接触者	リンク不明
第二波	7.7%	0.5%	0.5%	0.4%	12.3%	18.6%	60.0%
第三波	13.0%	1.2%	0.2%	1.4%	16.7%	14.8%	52.7%
第4波 (3/31まで)	9.2%	0.8%	0.4%	1.9%	18.3%	12.8%	56.5%

夜の街の関係者及び滞在者の状況（陽性者全体における該当者）

夜の街の関係者及び滞在者の割合・人数は、3月から増加。

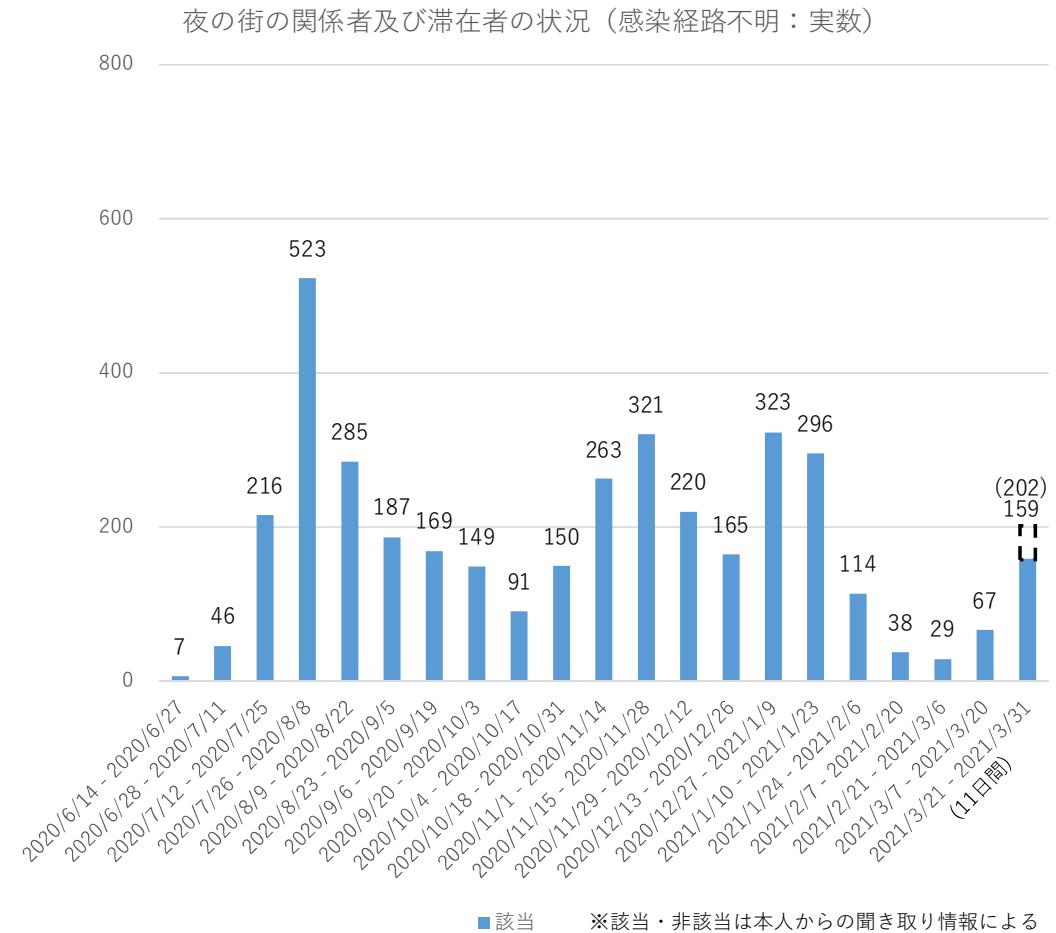
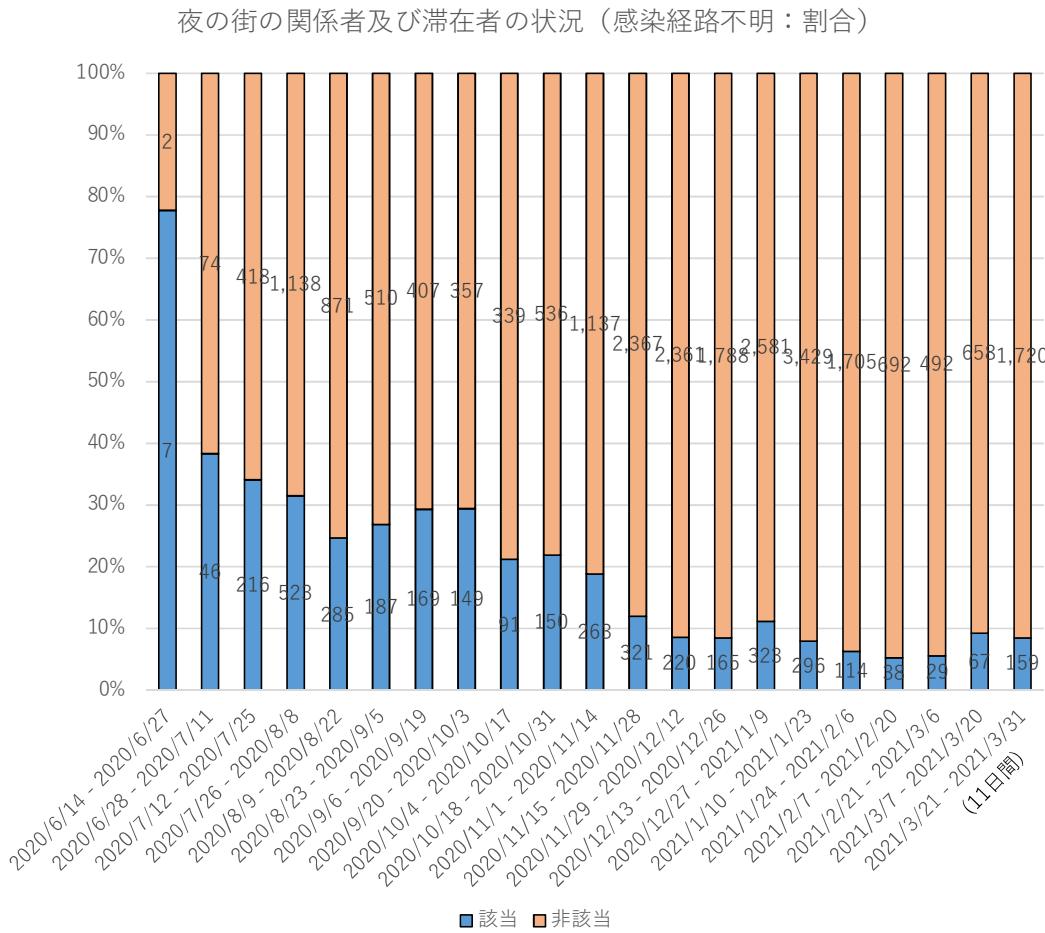
（6月14日以降3月31日までに判明した50,415事例の状況）



※該当・非該当は本人からの聞き取り情報による

夜の街の関係者及び滞在者の状況（感染経路不明者における該当者）

（6月14日以降3月31日までに判明した感染経路不明者27,400事例の状況）



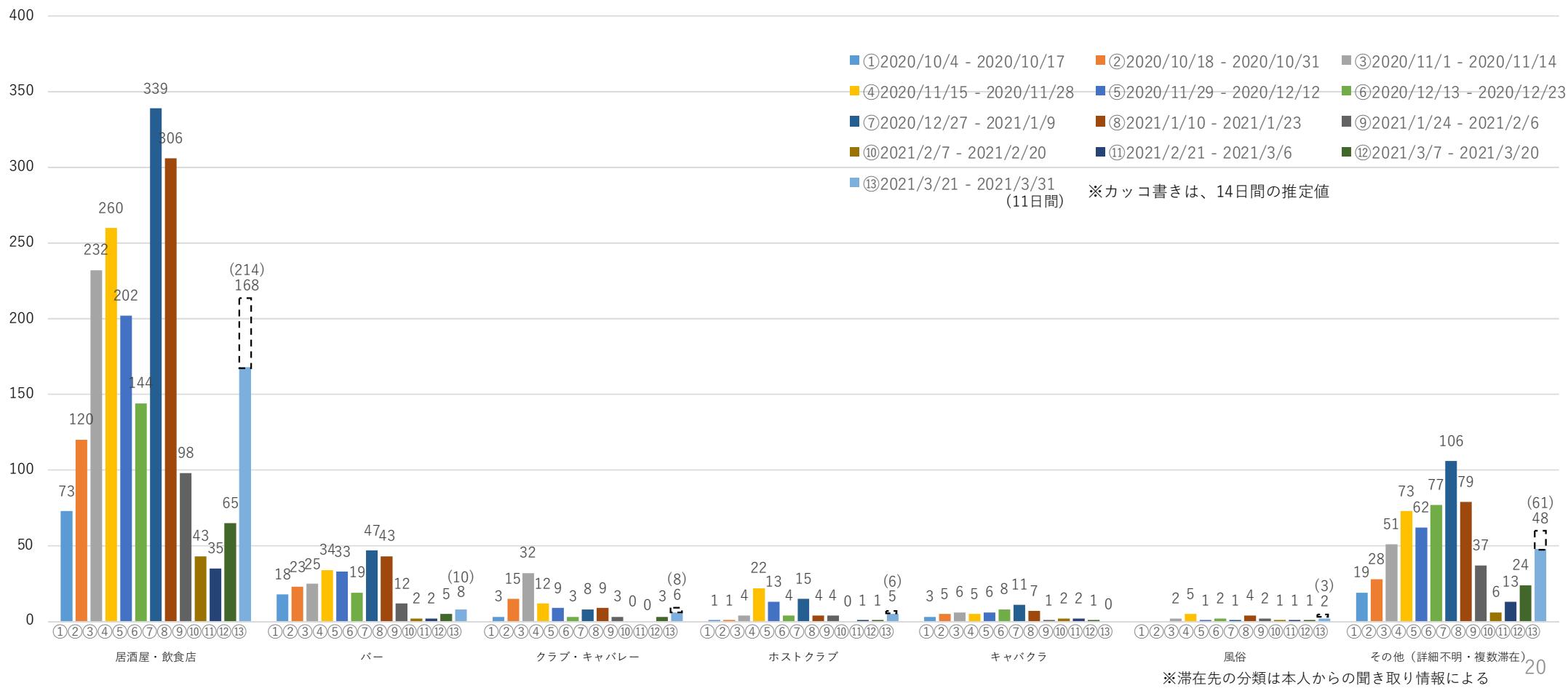
■ 該当

※該当・非該当は本人からの聞き取り情報による

夜の街の滞在分類別の状況

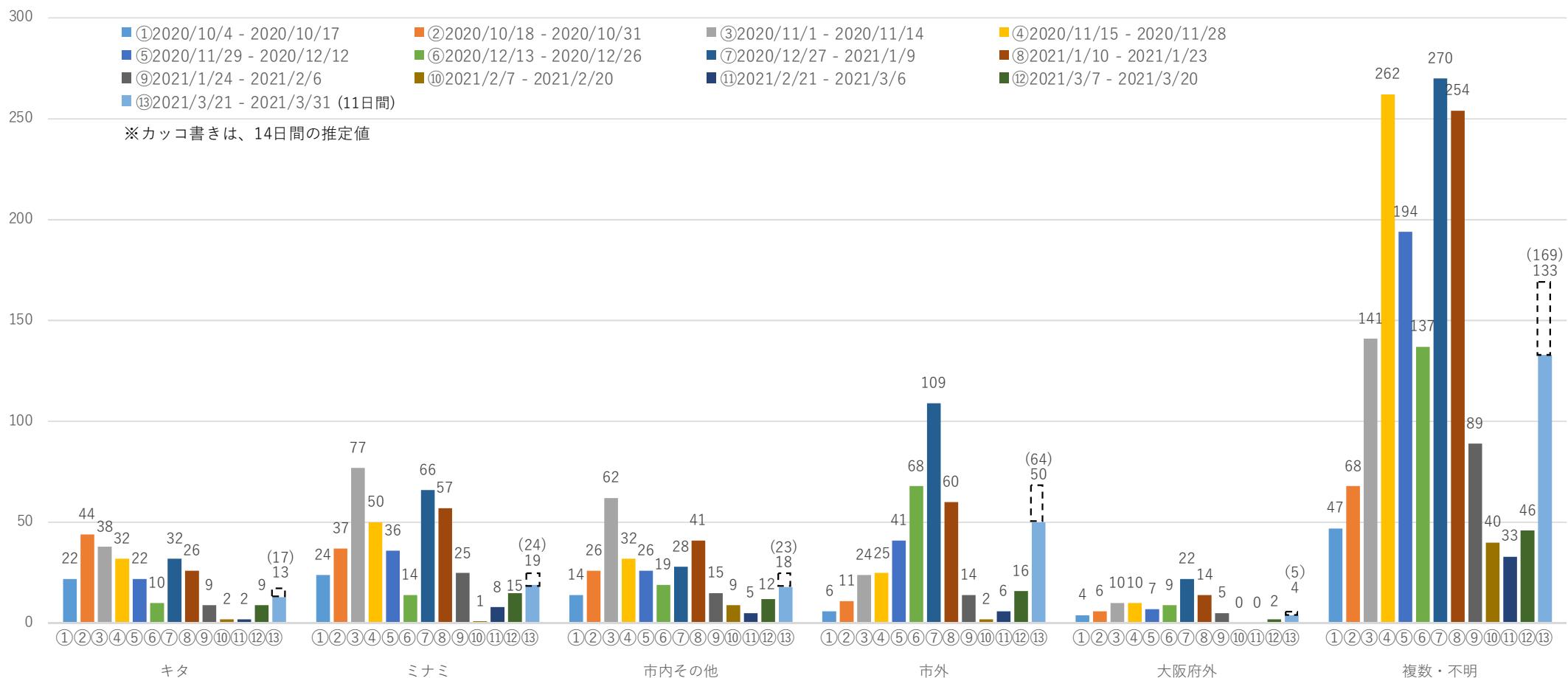
居酒屋・飲食店は、3月より増加に転じている

(10月4日以降3月31日までに判明した3,236事例の状況)



夜の街の滞在エリア別の状況

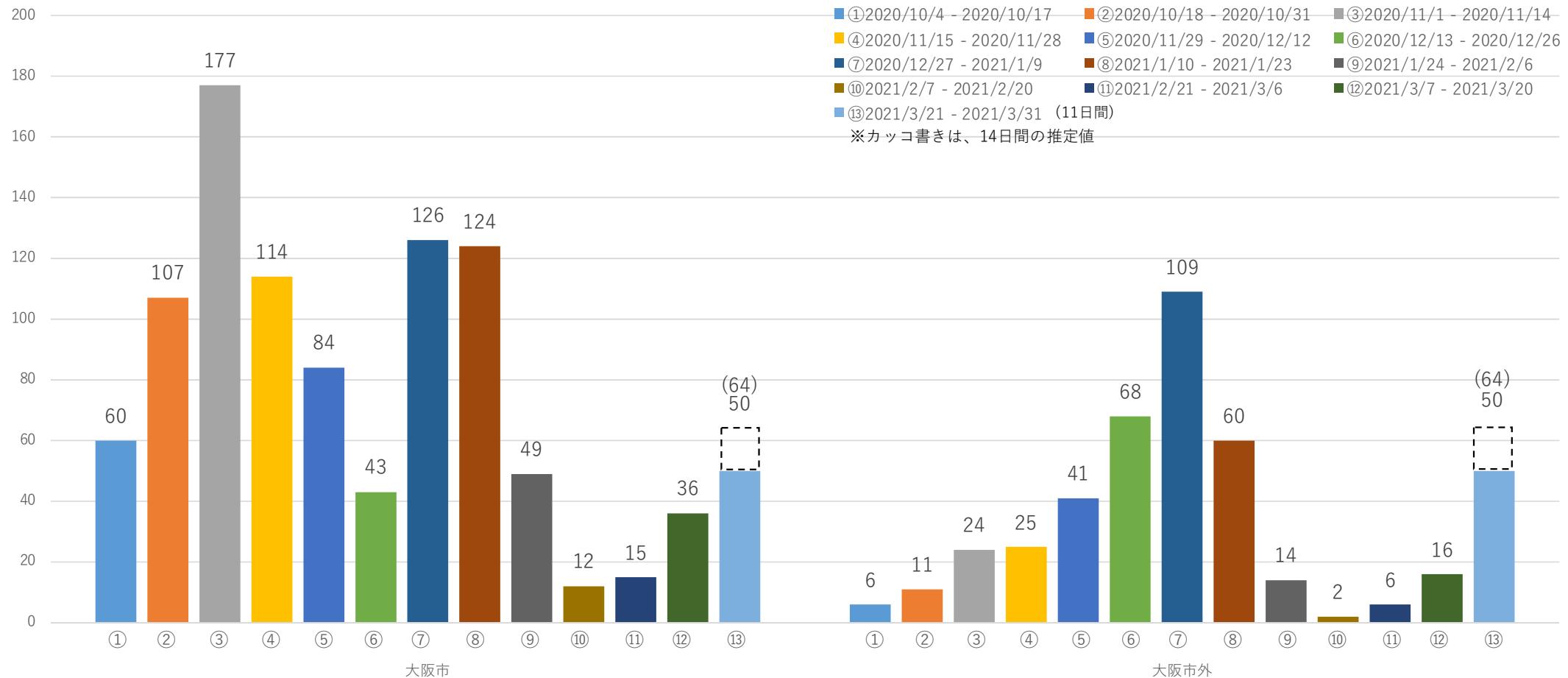
(10月4日以降3月31日までに判明した3,236事例の状況)



※滞在エリアの分類は本人からの聞き取り情報による

夜の街の滞在エリア別の状況

(10月4日以降3月31日までに判明した3,236事例の状況)



※滞在エリアの分類は本人からの聞き取り情報による 22

感染状況の特徴

◆夜の街関連のうち、居酒屋・飲食店・バーの関係者及び滞在者における感染が増加。

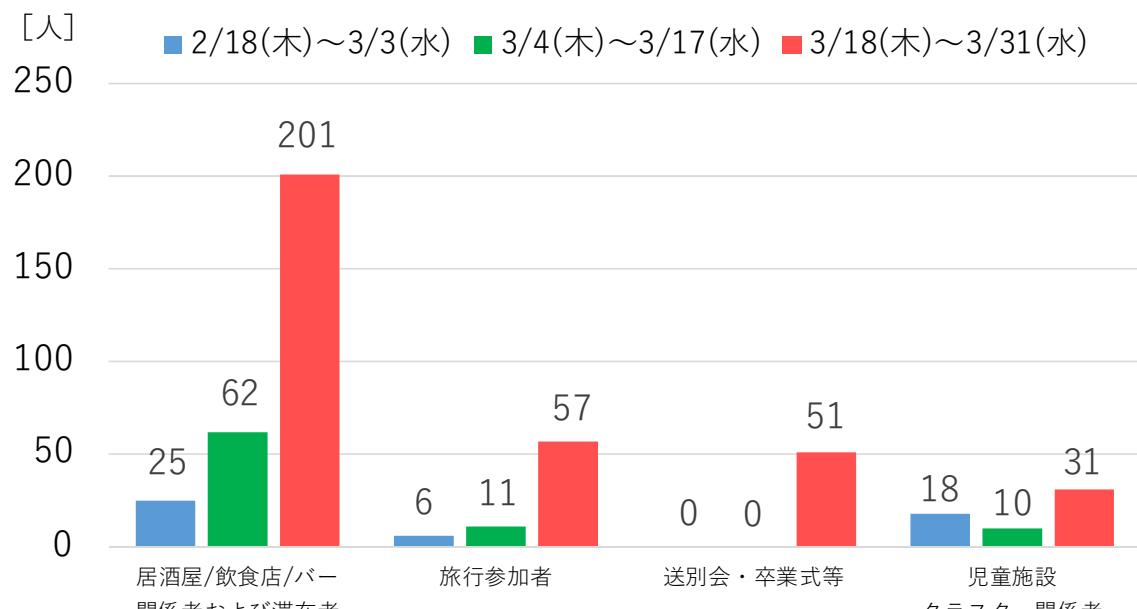
◆総数は少ないが、旅行参加歴がある感染者も増加傾向。

※店の種別は、本人からの聞き取り情報による

◆3月後半には、年中行事である送別会や卒業式に参加したエピソードをもつ陽性者が発生。

◆児童施設におけるクラスターが発生し、児童の家族へ感染拡大。

● 状況別の陽性者



※店の種別は、本人からの聞き取り情報による

● 感染に関するエピソード

	感染に関するエピソード	リスク要因のキーワード ※聞き取りの状況から推定されたもの (感染源として確定されたものではない)
夜街	・常連客のみに限定して開店 ・カラオケ設備のある飲食店	・換気不十分 ・飲食をしながらの会話 ・長時間の発話
会食	・親しい人同士で会食 (10人程度) ・個室を貸切で利用	・換気不十分 ・飲食をしながらの会話 ・マスク不着用
送別会・卒業式	・職場やサークルにおける 送別会の開催 ・卒業式後の飲み会	・飲食をしながらの会話 ・多人数での集まり ・長時間の発話
旅行	・卒業旅行 ・出張	・圏域をまたいだ移動
児童施設	・複数の施設に勤務する職員 ・職員から児童、児童から児童 の家族へ感染拡大	・接触者の増加 ・世代を超えた感染拡大

クラスターの発生状況（3月30日時点）

第一波のクラスターの発生状況
(1月29日以降6月13日まで)

	発表名称	件数	陽性者数
1	ライブ参加者	4 施設	48
2	大学の関係者	1 大学	8
3	医療機関関連	6 機関	284
計			340

第二波のクラスターの発生状況
(6月14日以降10月9日まで)

	発表名称	件数	陽性者数
1	飲食店関連	5 店	45
2	大学・学校関連	3 校	48
3	医療機関関連	10機関	295
4	施設関連	23施設	389
5	その他	4件	63
計			840

第三波のクラスターの発生状況
(10月10日以降2月28日まで)

	発表名称	件数	陽性者数
1	飲食店関連	8 店	82
2	大学・学校関連	30校	439
3	医療機関関連	61機関	2,074
4	施設関連	137施設	2,496
5	その他	59件	594
計			5,685

第四波のクラスターの発生状況
(3月1日以降3月30日まで)

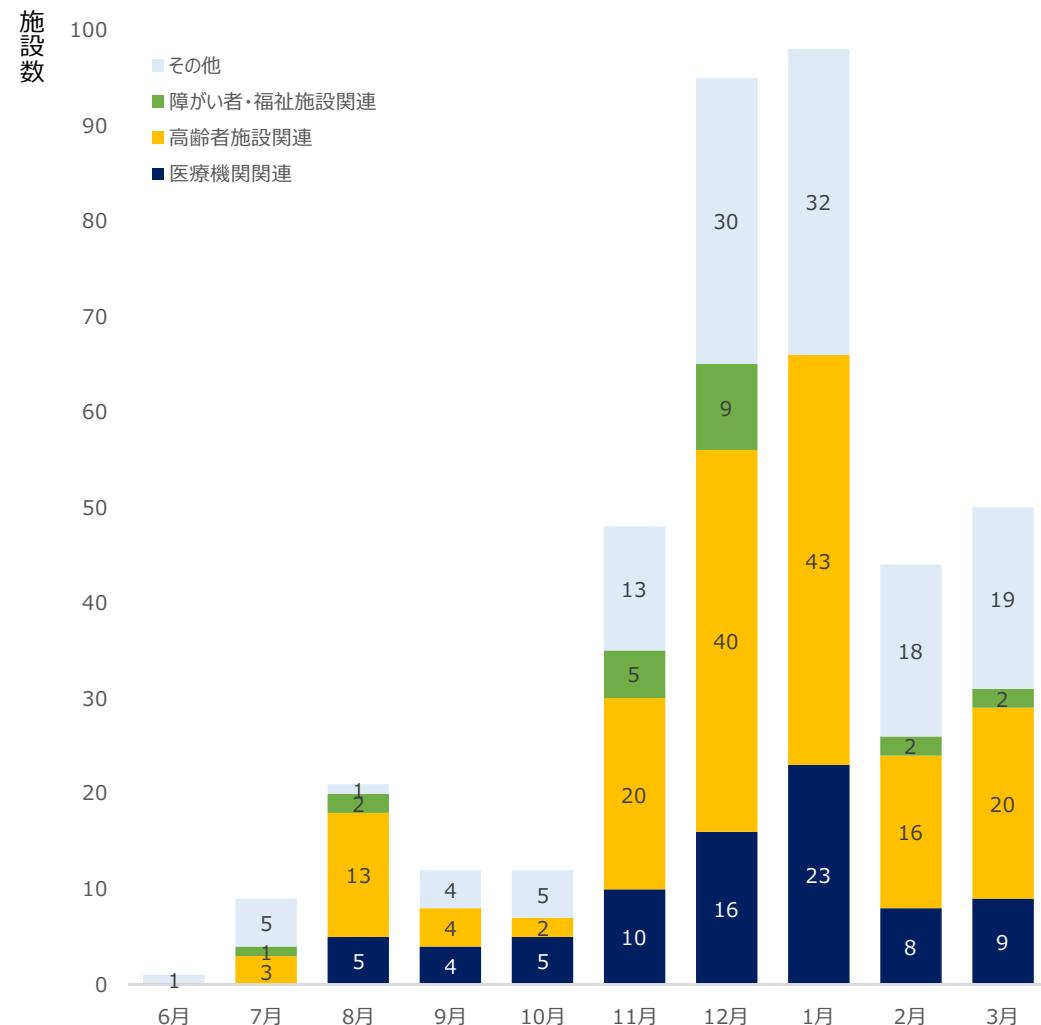
	発表名称	件数	陽性者数
1	飲食店関連	2店	19
2	大学・学校関連	5 校	58
3	医療機関関連	9機関	143
4	施設関連	22施設	298
5	その他	12件	107
計			625

クラスターにおける陽性者数の割合

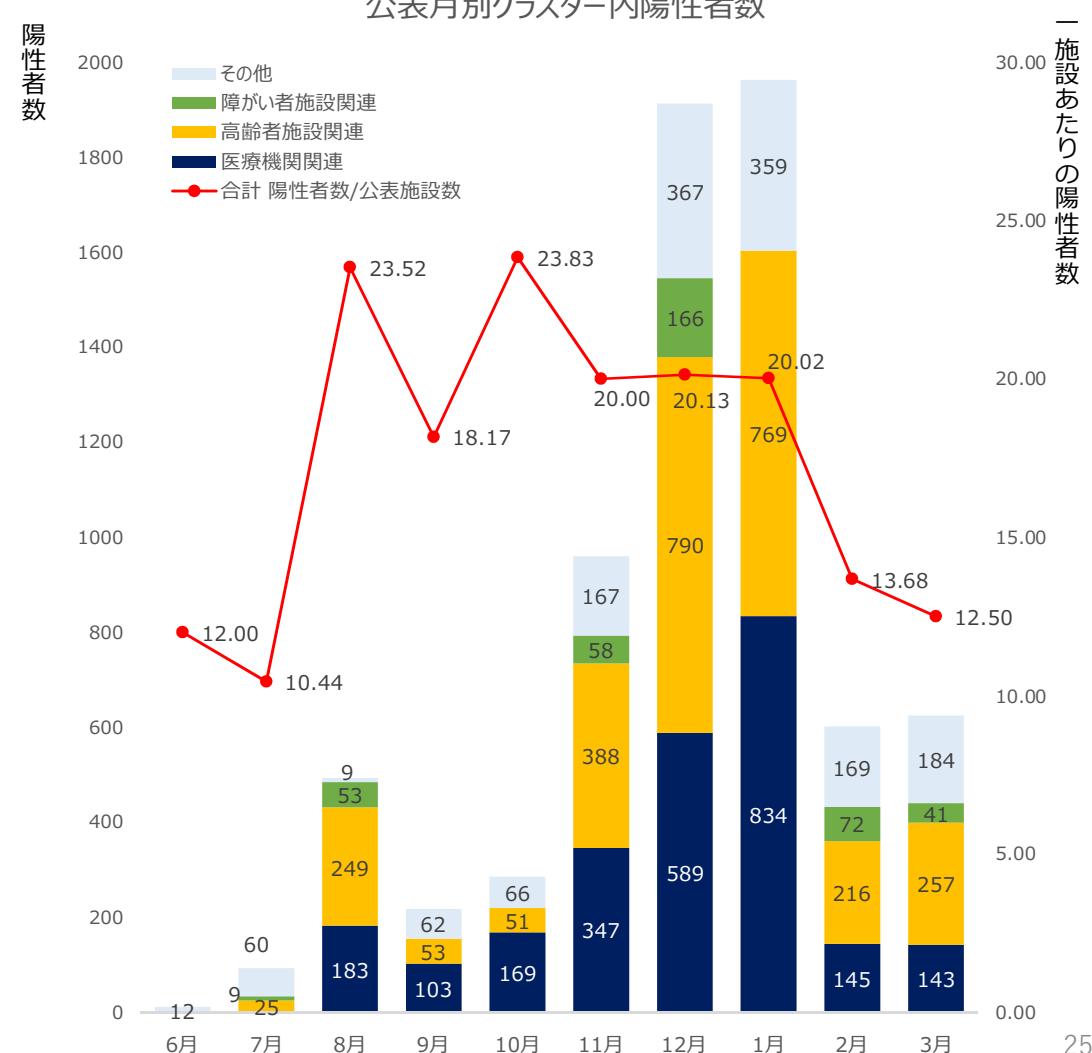
	第一波	第二波	第三波	第四波
クラスターにおける陽性者数	340	840	5,685	625
全陽性者数	1,786	9,271	36,065	4,480
割合	19.0%	9.1%	15.8%	14.0%

クラスターの発生状況(3月30日時点)

公表月別クラスター施設数



公表月別クラスター内陽性者数



新規陽性者数と入院・療養者数(3月31日時点)

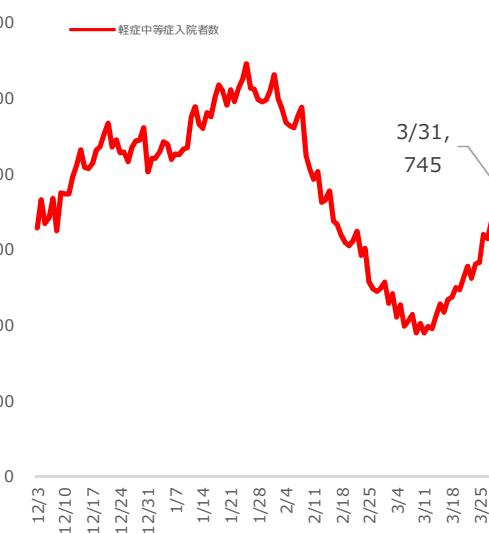
資料1－2



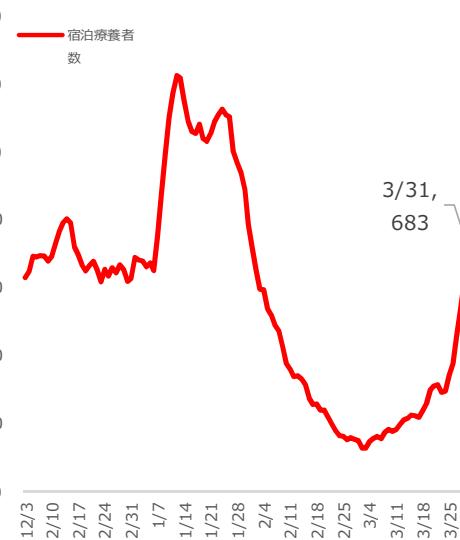
入院患者（重症）



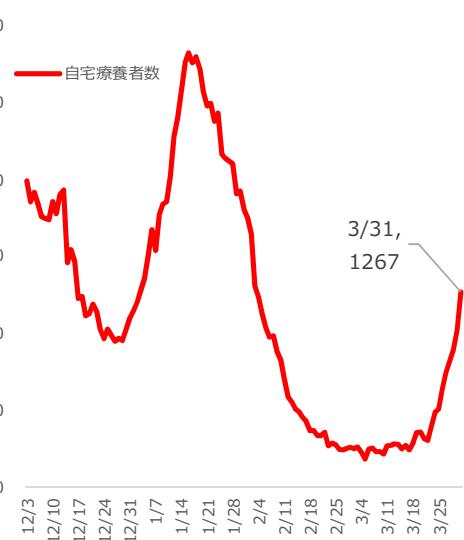
入院患者（軽症中等症）



宿泊療養者



自宅療養者



入院・療養状況(3月31日時点)

		重症病床	軽症中等症病床	宿泊療養施設
確保計画	フェーズ1	75床	700床	800室
	フェーズ2	110床	1,000床	1,600室
	フェーズ3	150床	1,200床	2,400室
	フェーズ4	180床	1,500床	—
	フェーズ4-2	221床	1,800床	—
確保数等		確保数 224床	確保数 1,766床	2,416室
入院・療養者数 (別途、自宅療養 1,267人)		92人	745人	683人
(使用率：入院・療養者数 ／確保病床・室数)		41.1% (92/224)	42.2% (745/1,766)	28.3% (683/2,416)
(運用率：入院・療養者数 ／実運用病床・室数)		55.8% (92/165) うち、大阪コロナ重症センター (12/22)	52.3% (745/1,424)	53.0% (683/1,288)

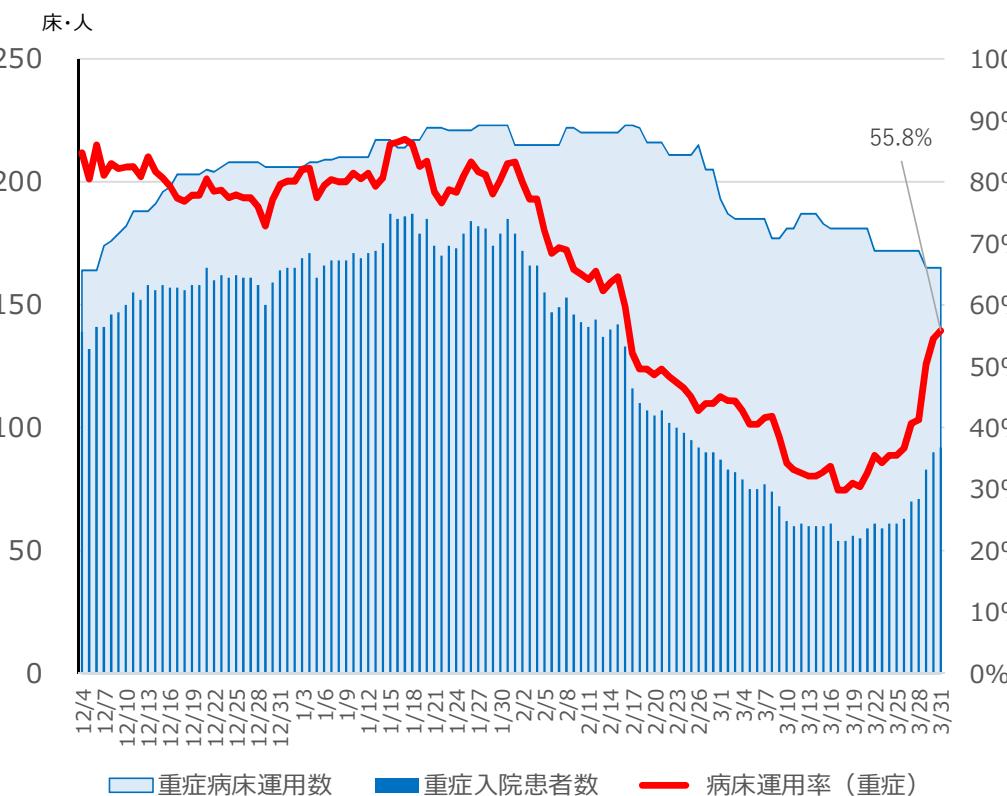
新型コロナウイルス感染症患者受入病床の確保・運用状況

● 重症病床運用状況(令和2年12月4日以降)

3月31日現在 病床運用率55.8%

運用病床数 165床

入院患者数 92人



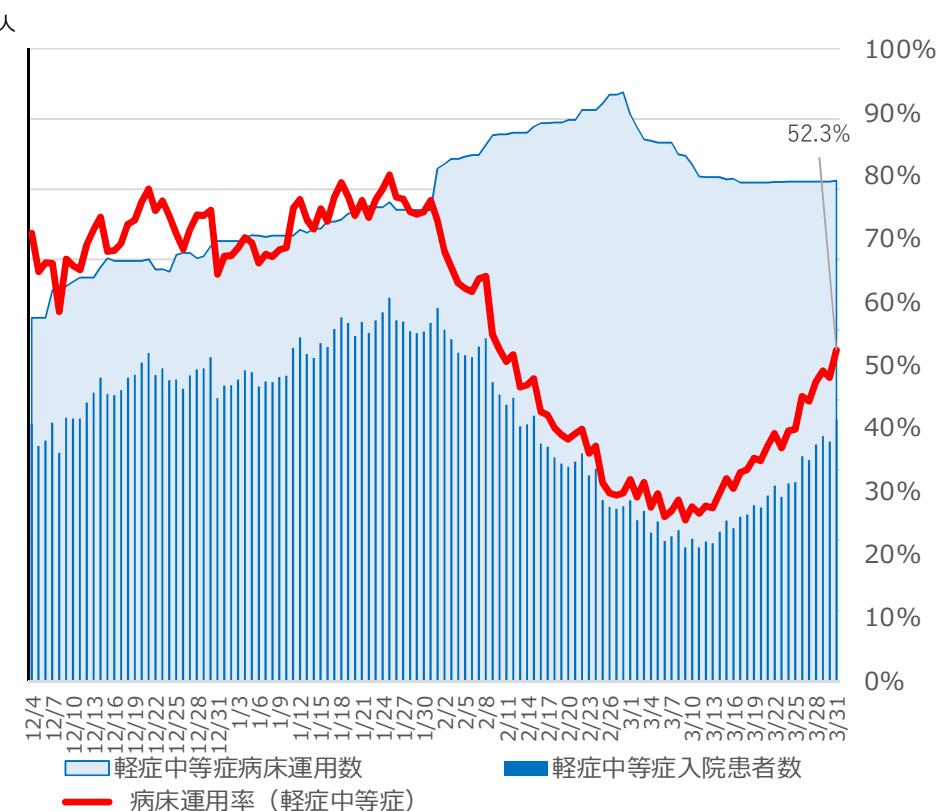
● 軽症中等症病床運用状況(令和2年12月4日以降)

3月31日現在 病床運用率52.3%

運用病床数 1,424床※

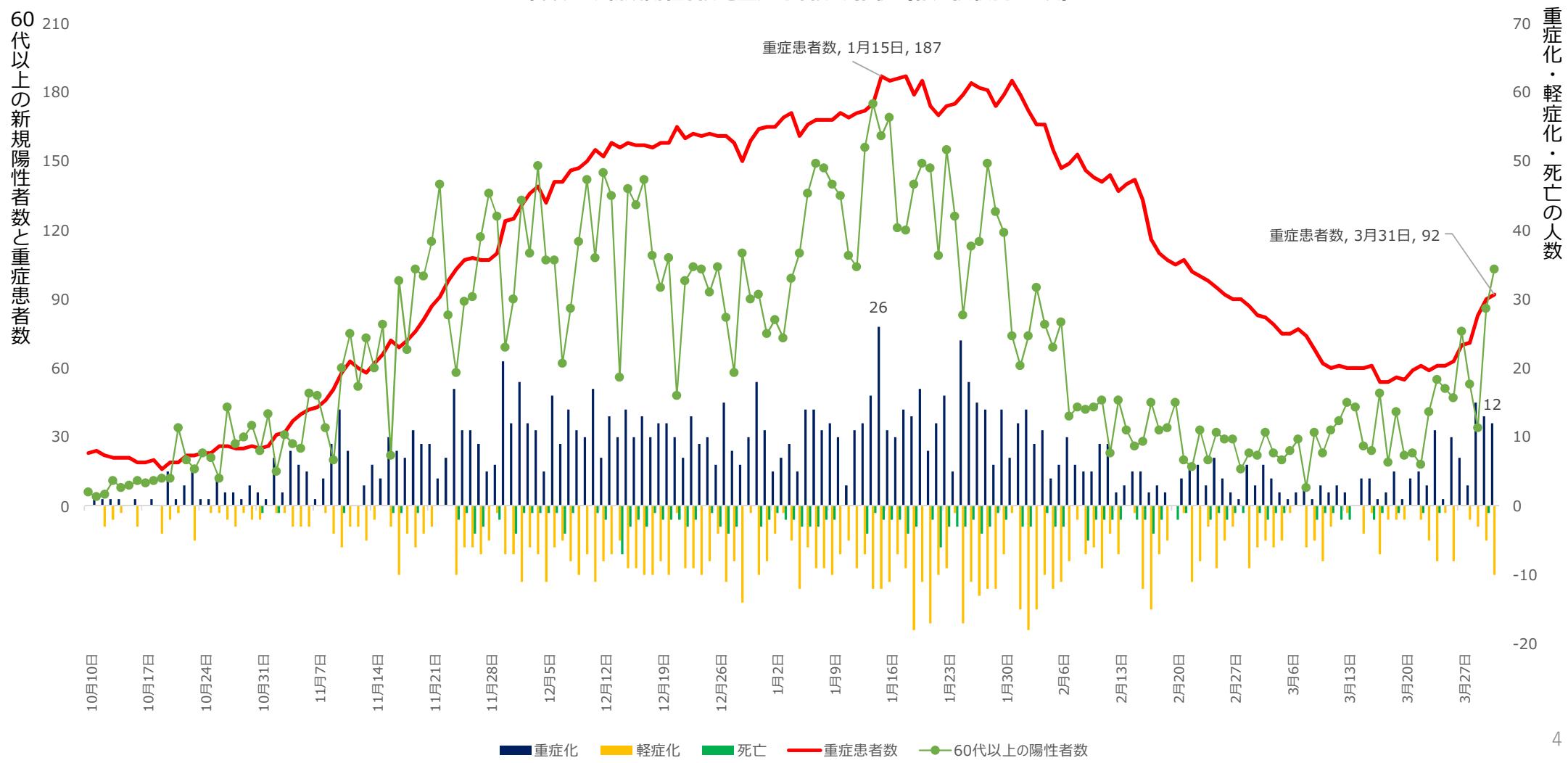
入院患者数 745人

※小児・精神患者用病床等約75床含んでおり、
一般患者に限ると病床利用率はより高くなっている。

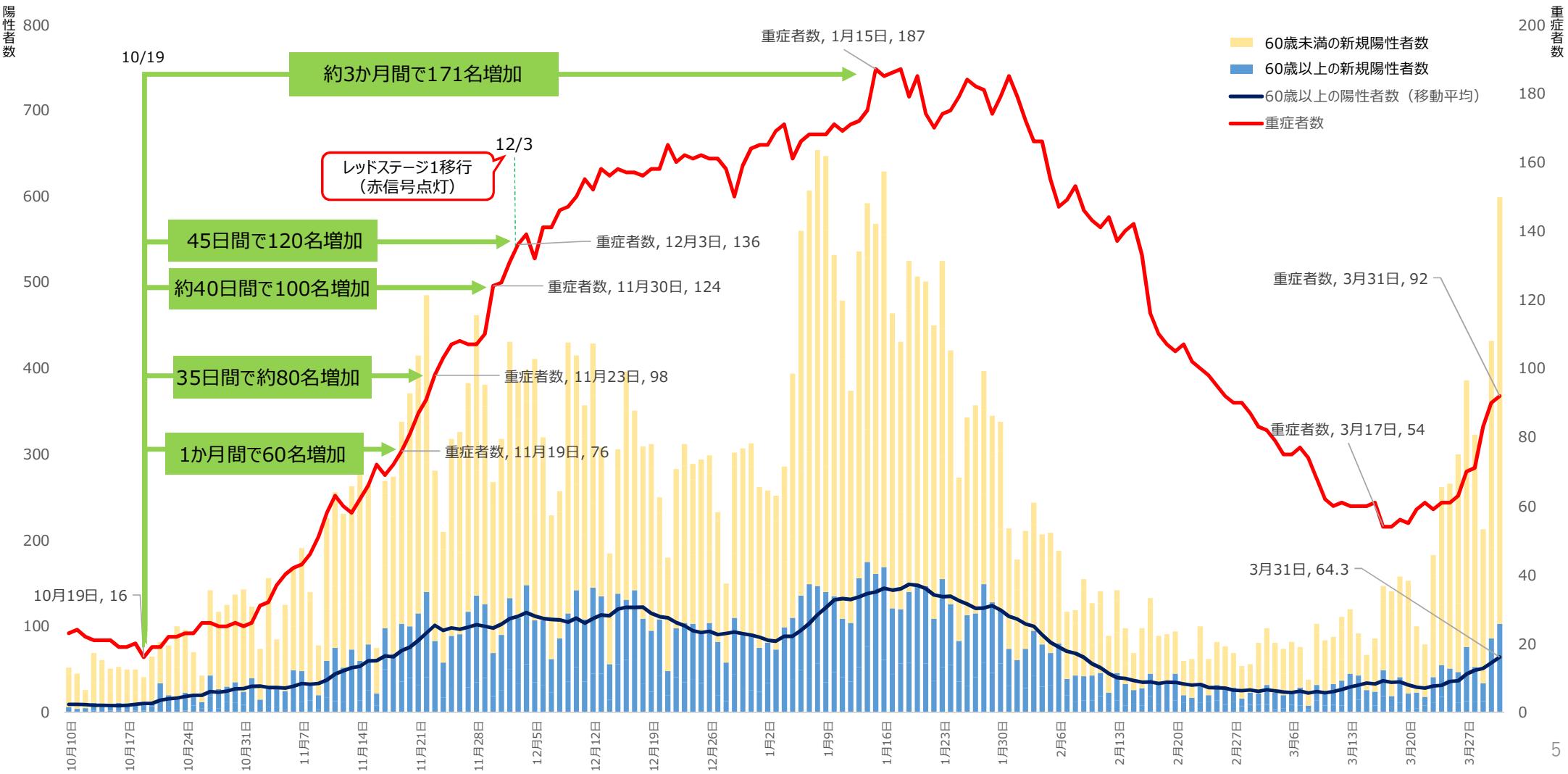


新規陽性者数と重症者数の推移

60代以上の新規陽性者数と重症患者数の推移（報道提供日ベース）



第三波の重症者数と60歳以上の陽性者数の推移



新規陽性者数の推移と患者発生シミュレーション

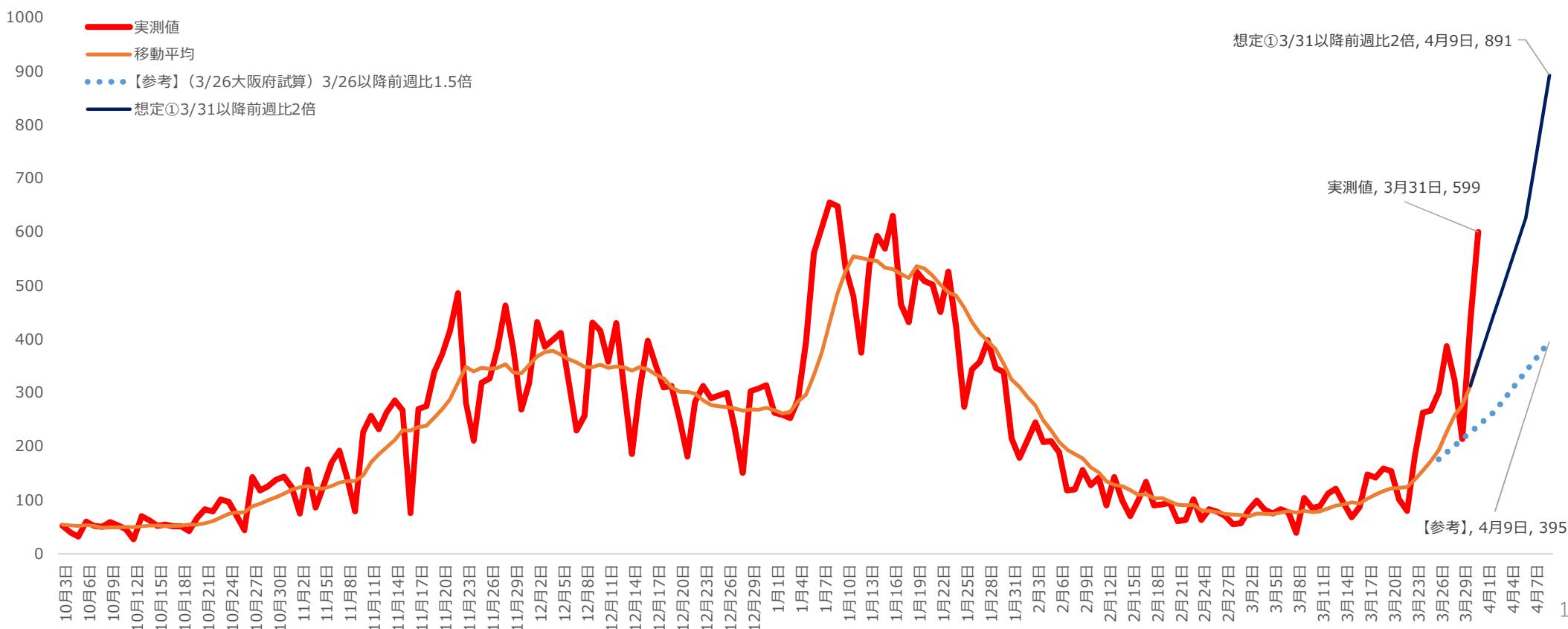
資料 1 – 3

■第42回対策本部会議（資料1-4）のシミュレーションに実測値をあてはめ。

想定①：3/31以降、前週増加比2.0倍で増加する場合（参考：3/30時点の新規陽性者7日間移動平均の前週増加比が2.2倍）

【参考】3/26以降、前週増加比1.5倍で増加する場合（第41回本部会議資料（資料1-4）と同じ設定）

患者発生シミュレーション



療養者数のシミュレーション

■第42回対策本部会議（資料1-4）のシミュレーションに実測値をあてはめ。

想定①：3/31以降、前週增加比2.0倍で増加する場合
【参考】3/26以降、前週增加比1.5倍で増加する場合
(第41回本部会議資料（資料1-4）と同じ設定)

【陽性者数の設定考え方】

- 新規陽性者中の60代以上の陽性者の割合を18%（※1）と設定。
 - 新規陽性者中の40代・50代の新規陽性者数を24%（※1）と設定。
- ※1：3月30日時点の新規陽性者中の割合（7日間）

【重症率の設定考え方】

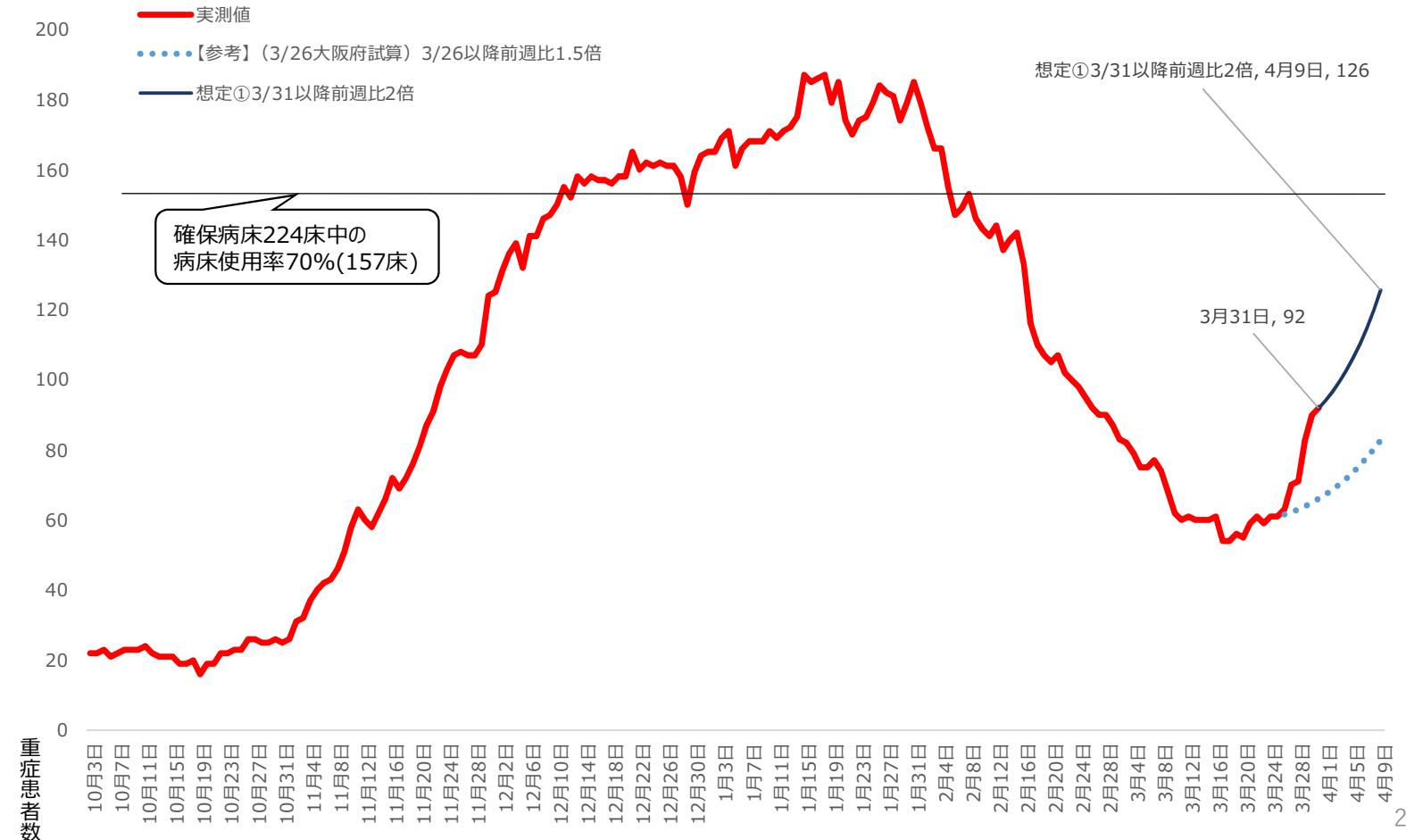
- 60代以上の新規陽性者の重症率は8.6%（※2）と設定。
- 40代・50代の新規陽性者の重症率は1.9%（※2）と設定。

※2：第三波(10/10～3/25)における重症率

【療養方法と期間の設定考え方】

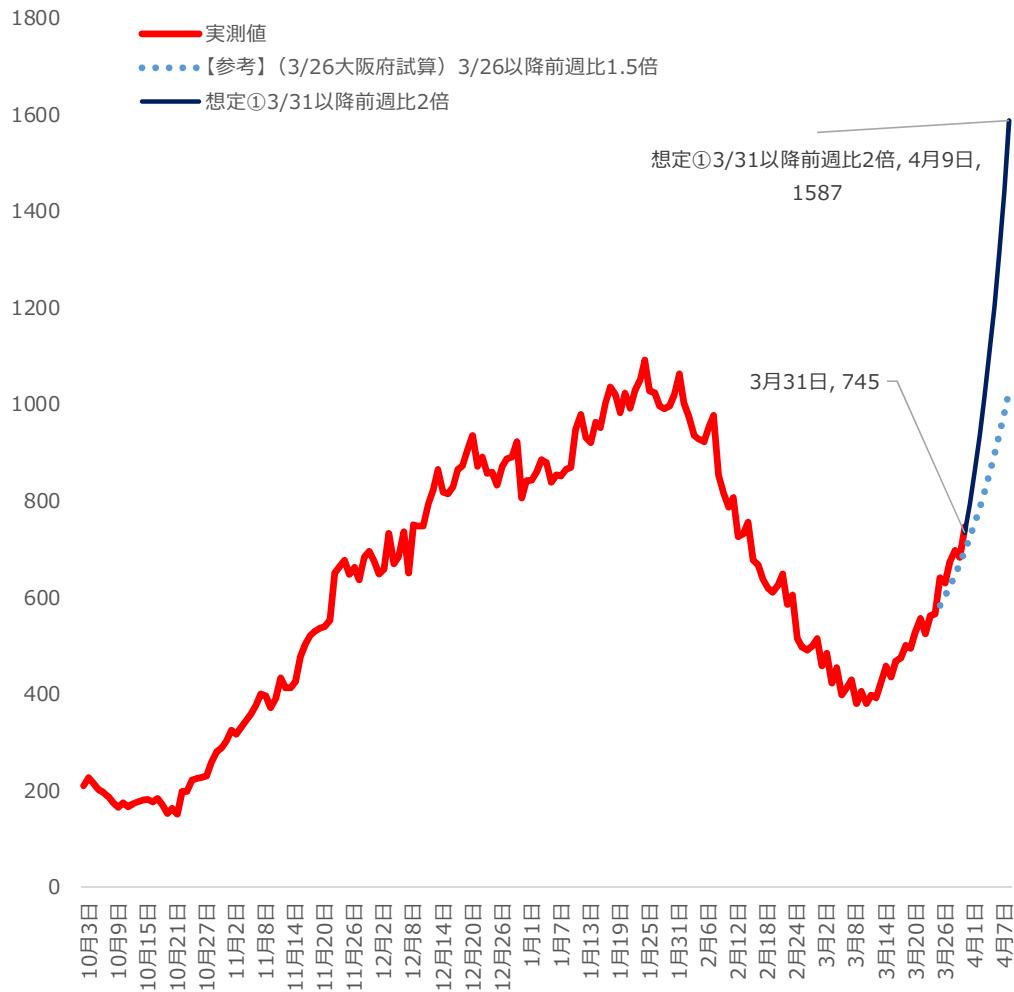
- 重症患者以外の陽性者のうち、23.4%は入院療養、40.1%は宿泊療養、36.5%は自宅療養となる。（第三波(12/21時点)実測値）
- 重症以外の入院療養者は約12日後に退院する。宿泊及び自宅療養者は約7日後に解除となる。（第三波（12/21時点）実測値）

入院患者数（重症）シミュレーション

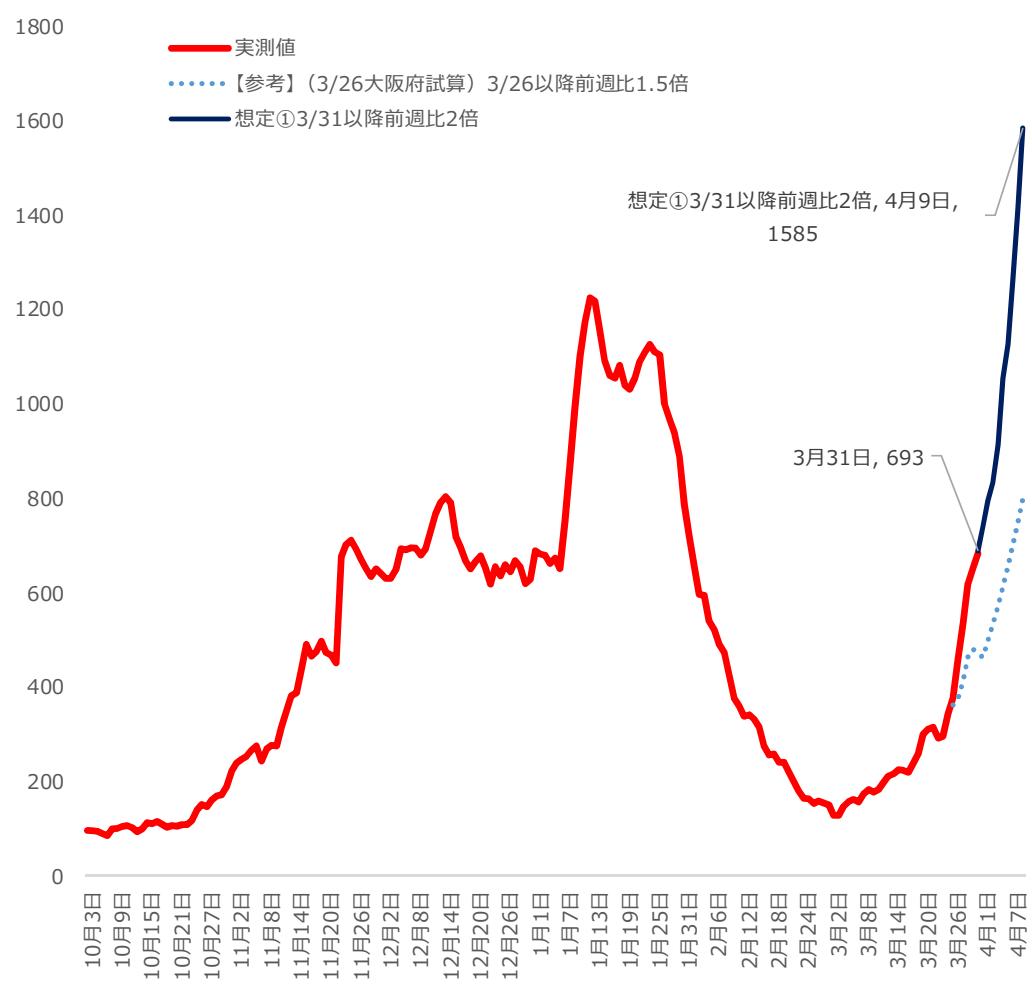


療養者数のシミュレーション

入院患者数（軽症中等症）シミュレーション



宿泊療養者数シミュレーション



【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針】

(令和2年3月28日(令和3年4月1日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

各要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地に働きかけを行うこと。

【見回り調査(案)】

4/5～5/5 「見回り隊」により、飲食店ごとに見回り調査を実施し、次の項目を確認。
確認の結果、遵守できていない場合は、是正を依頼。

- ・「アクリル板等の設置」
- ・「CO₂センサーの設置（換気の徹底）」
- ・「消毒液の設置（手指消毒の徹底）」
- ・「マスク会食の徹底」 等

⇒ 今後、大阪市内の全ての飲食店等に対して実地に働きかけを行う。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容

資料 2 - 1

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 4月5日～5月5日
- ③ 実施内容

●府民への呼びかけ

- 4人以下※1でのマスク会食※2の徹底（特措法第31条の6第2項）
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること（特措法第31条の6第2項）
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと
(特措法第24条第9項、第31条の6第2項)
- 歓送迎会、宴会を伴う花見は控えること（特措法第24条第9項）
- 大阪市内における不要不急の外出・移動は自粛すること（特措法第24条第9項）
- 大阪府外への不要不急の外出・移動は自粛すること（特措法第24条第9項）

※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない

※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

●イベントの開催について（特措法第24条第9項に基づく）※府主催（共催）のイベントを含む

- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応
- イベント開催の要件は以下のとおり（適切な感染防止策が講じられることが前提）

期間	収容率		人数上限
4月5日～5月5日	<u>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</u> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※2）	<u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u> ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	5,000人以下
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%（※1）以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うこと可とする。

●施設について（大阪市内）※府有施設を含む

期間	4月5日～5月5日	
対象施設	【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	
実施内容	<u>(特措法第31条の6第1項に基づくもの)</u> <input type="radio"/> 営業時間短縮（5時～20時）を要請。ただし、酒類の提供は11時～19時00分まで <input type="radio"/> 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 （退場を含む） <input type="radio"/> アクリル板の設置等 <input type="radio"/> 上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 （従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気） <u>(特措法第24条第9項に基づくもの)</u> <input type="radio"/> CO2センサーの設置 <input type="radio"/> 業種別ガイドラインの遵守を徹底 <input type="radio"/> カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）	
要請内容		

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

【協力依頼（大阪市内）】

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	<p>以下の内容について、協力を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・催物の開催制限に係る施設は、 イベントの開催要件を守ること。 ・入場者の整理誘導等を行うこと。
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	<p>以下の内容について、協力を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・入場者の整理誘導等を行うこと。
物品販売業を営む店舗（1,000m ² 超）（生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗（1,000m ² 超）（生活必需サービスを除く）	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

●施設について（大阪市外）※府有施設を含む

期間	4月5日～5月5日
対象施設	<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>
実施内容	<p><u>（特措法第24条第9項に基づく）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間短縮（5時～21時）を要請。ただし、酒類の提供は11時～20時30分まで ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 (退場を含む) ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気) ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

●上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと（特措法第24条第9項に基づく）

<経済界>へのお願い

- 従業員等に対し、4人以下のマスク会食の徹底を求めること
- 従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、研修時の懇親会を控えるよう求めること
- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること

<大学等>へのお願い

- 学生に対し、4人以下のマスク会食の徹底を求めること
- 学生に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること
- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること
- 年度当初に行われる行事（入学式等）は、人ととの間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること

まん延防止等重点措置コールセンターの設置

特措法に基づく営業時間短縮要請や「感染防止宣言ステッカー」にかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名 称：まん延防止等重点措置コールセンター

設置時期：令和3年4月5日

開設時間：平日9時30分～17時30分

※ただし、4／2（金）は開設（9時30分～17時30分）

受付電話番号：06-4397-3268

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定

まん延防止等重点措置の要請内容に関する専門家のご意見

専門家	意見
朝野座長	<ul style="list-style-type: none"> 第4波の急激な陽性者数の増加の端緒は、春休み、卒業に伴う若い世代の活動の活性化や範囲の拡大が基になっていると考えられ、加えて関西地区の変異株の割合の上昇が加速度をつけていると考える。 最近は、大阪市外よりも、大阪市内の増加が急激であるが、大阪市外の増加も続いている。 飲食店の時短要請はすでに行われていることから、<u>実効性のある対策としては、それに加えて何を行うかが重要。</u> <u>やり方を示してマスク会食を要請することによって日常のルール化が進むことが期待される。あくまでもマスクはヒトを守るためと理解して、会話時にはマスクを習慣化することを広げることが期待され、今回だけの効果ではなく、今後の習慣化を期待したい。</u> マスク会食に加えて<u>パーテーションの適切な設置、換気のためにCO₂センサーの普及が望まれるが、これらには補助を行うことも必要</u>と考える。 <p>以上のように<u>大阪府のまん延防止等重点措置に基づく要請は妥当</u>と考える。</p> <p>加えて、いくつかの対策の提案も行いたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 若い世代に感染症が広がることで、家庭内や職場、2次、3次感染によって、高齢者の重症者が増え、死亡者数も増える。若い世代には重症化や重症者の存在が身近にないため実感しづらいのは当然である。見えないところで重症者が出ていることを自覚してもら工夫と共に、リスクコミュニケーションの新しいツールとして、若い世代を中心に自発的な感染対策の工夫と発信を行うような組織を作っていただきたい。例えば、大阪府の見張り番指標である20代、30代の増加傾向に対して若い世代自らが情報発信するシステムをつくるなどの取り組みなど。 重症用病床の確保は従来通り、継続して行っていただきたいが、むしろ重症者を増やさないようにこれから60歳以上の人たちにも飲食店のみならず、家庭や職場においても適切な感染対策の必要性を再確認してほしい。 これまで、若い世代の急増後、高齢者や障害者の施設のクラスターが発生している。<u>施設のスタッフや入居者の検査機会をさらに増やして、感染対策の専門家の派遣など施設でのクラスターの発生を極力抑制する取り組みも必要</u>と考える。

専門家	意見
掛屋副座長	<p>大阪府下での新型コロナウイルス感染症患者の急増は、緊急事態宣言解除後の人々の動きおよび変異株の影響と考えられる。<u>大阪府下における「まん延防止等重点措置に関する法規定」の適用に賛同する。</u>対象は大阪市内で4月5日～5月5日の予定であるが、<u>経過をみて必要時の延長をお願いしたい</u>。ゴールデンウイークの影響が出ることを危惧します。大阪市外にも患者は増加していることから、<u>市外にも拡大を検討することが望ましい</u>と考える。また、<u>夜の街関係者および滞在者に陽性患者が増加しており、根本的な対策が求められる</u>。患者の増減により時短要請を繰り返すだけではなく、<u>マスク会食の推奨のための取り組み</u>（例えば、飲食店でのマスク使用率の調査やその結果の提出・公表（マスク使用率の高いお店を推奨するような働きかけ）、店舗から客へのマスクの提供等）を行い、さらに<u>安全・安心な店舗づくり</u>（例えば、感染対策推進のため、改築等を実施した店舗へのインセンティブ）<u>への行政指導</u>をお願いしたい。<u>大阪市内と同様に市外にも不要不急の外出自粛を呼びかけることは良いこと</u>と考える。</p>
佐々木委員	<p>直近1週間の感染者は激増しており、このままでは感染の蔓延は必発である。感染の抑え込み策は急務で、一刻の猶予もできない事態である。<u>急増の最大の原因は、若者の飲食機会や密接な接触機会の増加にある</u>と考えられるが、今後さらに歓迎会や花見などの感染機会の増加が危惧される。もっとも重要なことは個人個人の基本的な感染予防策であるが、コロナ感染症の長期化、持続化による、我慢疲れ、欲求不満があることから、府民への呼びかけやお願いなど個人の自粛に頼ることには限界がある。<u>飲食店などのさらなる時間短縮の延長や時短地域の拡大を図るなど、行政からの再度の指導や制限の強化が必要で、そのためのまん延防止等重点措置の適用はやむを得ない</u>と思われる。<u>飲食店の21時までの時短要請と要請地域の限局（大阪市のみ）といった小出しの施策は、中途半端で効果に乏しい</u>。この際、<u>飲食店の、大阪府下全域の20時までの時短要請が望ましい</u>。この更なる1時間の営業時間短縮と、要請地域の範囲の拡大は飲食機会を減らす上で、大きな差になると思われる。その効果についてはできるだけ早期（2週間以内）に検証を行い、<u>さらなる感染拡大の兆候がみられれば、躊躇なくより強力な制限策（緊急事態宣言の要請）をとるべきである</u>。</p> <p>同時に、<u>変異株検査体制の充実が急務である</u>。大学などのゲノム解析検査の拡充や、現在PCRを行っている施設に対しても、<u>変異株のスクリーニング検査</u>ができるように、試薬の提供などの積極的な援助により、<u>変異株の検査能力を早急に高める必要がある</u>。</p>
茂松委員	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>社会活動が活発な世代での感染急拡大を踏まえると、府民・事業者への要請内容に異論はない</u>。飲食店等への時短要請は、緊急事態宣言解除後も実施されていたが、現在の感染状況を見る限り、<u>単なる時短要請だけでは、感染者数増加に歯止めをかけることは難しい</u>と考えられる。 ・<u>飛沫・唾液の飛び交う状況が高リスクであることを改めて府民へ啓発するとともに、飲食店等へのアクリル板・CO2センサーの設置、飲食時のマスク着用を徹底</u>することが、現時点での対応としては有効と言える。 ・<u>変異株に対するPCR検査も引き続き十分に実施することが重要</u>。 ・今回、兵庫県にも「まん延防止等重点措置」が適用されることから、<u>大阪市外に対しても、同様に外出自粛要請をかけることは妥当</u>と考える。

専門家	意見
白野委員	<p>今回の急増は、変異株が増えていること、自粛疲れに加え卒業、異動などに伴う飲食の機会が一気に増えたことなどが原因と考えられる。今は若い世代に多いが、今後、家族内・施設内感染が続発し、高齢の感染者も増えてくることは第2・3波の経験から容易に想像できる。そうなるとすぐに病床はひっ迫する。それに対し、今回は早い段階でブレーキを、ということで「まん延防止等重点措置」が適用されることには感謝したい。</p> <p>しかしながら、自粛疲れが著しい中、漫然と飲食店の営業時間短縮だけを続けても、効果は限定的であると思われる。さらに踏み込んだ対策が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼飲みや、花見など野外での飲食でも、十分な感染対策を行う必要がある。 ・マスク会食には賛否両論はあるが、一定の効果はあると考える。マスクを触った手を消毒できるよう、<u>店の入り口だけでなく各テーブルに手指消毒剤を設置</u>したり、アクリル板やサーチュレーターを設置することを勧め、行政がそのための補助をすることも有効かと考える。<u>盲点となりやすい場所（ドアノブ、注文用タッチパネルなど）の消毒も徹底</u>する。 ・ランチなどは<u>黙食</u>（食べるときは黙って、食後にマスクをしたうえでゆっくり話す）を勧める。 ・飲食店に限らず、<u>マスクの正しい付け方を徹底</u>する（鼻出しマスク、あごマスクなどをしない）。 ・エレベーターなど、閉鎖空間での会話を控える。 <p>そして何より、今は我慢の時である。<u>お世話</u>になった人への感謝の送別会、これから一緒に頑張っていく仲間と親睦を深めるための歓迎会を開催したいのが人情であるが、そこは我慢していただきたい。行政が方策を示すことも大切ですが、府民一人一人が自分で考えて行動することが求められる。</p>
倭委員	<p><u>大阪府のまん延防止等重点措置</u>（4月5日から5月5日まで）の要請内容について賛成である。特に大阪市内においては20時までの時短要請、それ以外の地域においては21時までの時短要請、またもちろん<u>昼間の食事時</u>においても感染対策としてアクリル板の設置、マスク会食の徹底について充分な周知、<u>施行徹底</u>が求められる。<u>府民においては時短要請時間以降に大阪市内の飲食店等にみだりに出入りしないこと、発熱など少しでも症状が見られたら、受診遅れないようにすぐに医療機関に相談の上、受診し検査を施行することを徹底していただきたい。</u>大阪市内への不要不急の外出、移動は自粛すること、混雑した場所や時間を避けて行動すること、歓送迎会を自粛すること、宴会を伴う花見を自粛することなども引き続きお願いしたい。また、職場における<u>テレワーク</u>をより進めていただくことも引き続きお願いしたい。またこの機会に職場における業種別ガイドラインを今一度ご確認いただき、順守していただきたい。学生においては<u>部活動での感染対策、入学式におけるソーシャルディスタンスの徹底、入学式に伴う宴会、新人歓迎コンパは自粛</u>していただきたい。また、<u>各種施設への入場の際に正当な理由なくマスク着用のない方への入場禁止、入場時の発熱等有症状者の入場禁止、CO2センサーの設置の徹底</u>が求められる。また<u>カラオケ設備の利用自粛</u>もお願いしたい。また、<u>イベントにおいては人数上限制限のみならず大声での歓声、声援の自粛</u>が求められる。今回、まん延防止等重点措置の適用は大阪市内であるが、大阪市外においても時短要請が21時までとなる以外は同様の感染対策の徹底が求められる。</p> <p>また、4月5日からの適用となることから、これまで要請している感染対策が今週末に緩みが生じないように周知、徹底も必要である。</p> <p>大阪府においては、<u>大阪市内でのまん延防止等重点措置</u>にても感染拡大のコントロールが困難な場合は適用地域を大阪府全域に広げることや、大阪府との人の行き来が多い兵庫県においても、まん延防止等重点措置の適用が予定されていることなどから、<u>今のうちから緊急事態宣言の発出を視野に入れていきたい</u>。</p>

■府内の学校における感染状況

- 府内の中学校・高等学校において、3月中旬以降に部活動（バスケットボール、バレー、等室内競技）を契機として感染が広がったと思われる事例（クラスター発生事例）が複数報告されている

(想定される原因)

- ・窓を開ける等、換気が徹底されていない
- ・練習中及び試合中に掛け声等の大きな発声
- ・休憩時等に会話をしながら喫食

→ **これから新学期を迎える中、学校での感染拡大を未然に防ぐ必要**

■府立学校における今後の対応

- 現行の制限を一段上げて、レッドステージ1レベルと同様の取り扱いを行う（次頁参照）

(現行) 感染リスクの高い活動について、実施の検討及び感染症対策のさらなる徹底を行う

→ **感染リスクの高い活動について実施しない**

【参考】感染リスクの高い活動

○学校教育活動

- ・児童生徒等が長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等
- ・近距離で一斉に大きな声で話す活動
例) * 音楽：室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
* 体育：児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

○部活動

- ・生徒どうしが近距離で向き合う活動
- ・大きな発声や激しい呼気を伴う活動
- ・身体接触を伴う活動

など

今後の教育活動について

「大阪モデル」のステージ	グリーン	イエロー	レッド
授業形態		現行 平常授業	制限強化 緊急事態宣言時
教室の人数		通常（40人まで）	
学校教育活動	通常	感染リスクの高い活動について、実施の検討及び感染症対策のさらなる徹底を行う 感染リスクの高い活動：長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となる活動	<u>感染リスクの高い活動は実施しない</u> <u>り、密集又は近距離で対面形式となる活動</u>
合唱活動	マスク着用の上、児童生徒等の間隔を前後左右ともに2m（最低1m）あけて実施		
修学旅行 府県間の移動を伴う 教育活動	旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合、中止		中止または延期
部活動	通常	感染リスクの高い活動について、実施の検討及び感染症対策のさらなる徹底を行う	<u>感染リスクの高い活動は実施しない</u> <u>練習試合や合同練習の禁止</u> <u>感染リスクの高い活動は実施しない</u> <u>活動時間短縮</u>

●市町村立学校及び私立学校については、府立学校と同様の対応を要請

- 府内においては、変異株PCR検査陽性者が急増しており、引き続きスクリーニング検査体制を充実していく。
- 新型コロナウイルス感染症患者の増加も伴い、病床及び保健所業務が急速にひっ迫することが想定されるため、大阪府の対応を以下のとおりとする。

【3/31現在の状況】

- ・患者数:前週比2.76
- ・感染経路不明者:65.4%
- ・変異株PCR検査陽性率:36.0% (R2.12.27～R3.3.27)
- ・クラスター新規発生状況:3月1日～15日 21か所／16日～31日 32か所へ増
- ・病床運用率:重症55.8% 軽症中等症52.3%
- ・保健所業務:陽性者対応件数の増加に加えて変異株の通知(変異株スクリーニング検査の徹底・2回陰性確認の退院基準など)による対応業務増

厚生労働省 事務連絡（最終改訂令和3年3月31日）

○原則入院対応。宿泊・自宅療養とすることも差し支えない。
地域の感染状況等に応じて、医師が入院の必要が無いと判断した無症状病原体保有者や軽症者については、宿泊療養施設において丁寧な健康観察が行うことができる場合にはそのような取り扱いをして差し支えない。

宿泊療養施設の受入可能人数の状況を考慮し、対象者が外出しないことを前提に、臨時応急的な措置として自宅療養も可。

○同一変異株は同室対応可。英国において報告された変異株は従来株と同室可。ただし、南アフリカ及びブラジルにおいて確認されている変異株患者は原則個室対応。

○濃厚接触者に加え、濃厚接触者以外の幅広い関係者への検査の実施に向け積極的な対応を行うこと。
☆厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部戦略班への確認
保健所長の判断により、変異株陽性者が判明しているクラスターの陽性者については変異株PCR検査なく変異株とみなして対応は可。

○変異株の退院基準
【有症状者】
症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあけ、2回の連続した陰性確認。

【無症状病原体保有者】
検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあけ、2回の連続した陰性確認。

大阪府の対応(科学的知見が得られるまでの当面の間)

○左記同様

【入院療養】

- ・原則、入院。同室対応も可とする。

【宿泊療養】

- ・変異株対応(陰性確認検査)が可能な宿泊施設での療養。

※感染研の全ゲノム解析の結果を待つまでの間、英國において報告された変異株とみなして対応する。

(3月31日時点 大阪府でゲノム解析の結果、確定した変異株は全件英國において報告された変異株:165件)

○変異株と判明した患者の濃厚接触者等については、保健所長の判断により変異株PCR検査を省略し、変異株陽性者としての対応を可とする。

○左記同様

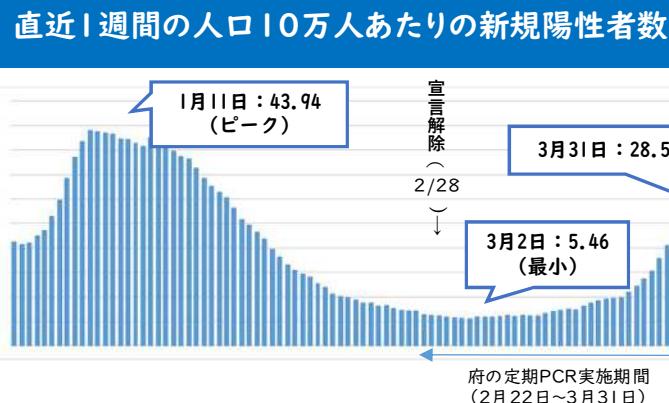
国による退院基準の見直しを踏まえ、今後変更

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
都道府県等は、変異株が確認された患者等について、適切に入院措置・勧告を行うこと。また、地域の感染状況等を踏まえ、変異株が確認された軽症者等について、丁寧に健康観察を実施のうえ、宿泊施設での療養を要請すること。厚生労働省は、国立感染症研究所と連携して、変異株の国内症例の評価・分析を行い、この結果を踏まえ、変異株の退院基準等について検討すること。

4月以降の高齢者施設等の従事者への定期PCR検査について

資料3-2

府内の感染状況等



1月11日をピークに減少するも再び増加

高齢者施設関連 クラスター発生数

月	施設数
1月	43施設
2月	18施設
3月	25施設 (31日現在)

クラスター発生が継続

定期PCR検査実績(大阪府保健所管内分)

3月31日時点	施設数	人数
検査対象数	約1,450施設	約40,000人
検査実施数(実)	638施設	23,812人
検査実施数(延)	1,164施設	43,960人
陽性者数	16施設	16人

※政令市・中核市実施分を除く

陽性率:0.04%

- ◆府管轄では定期PCR検査で、16施設・16例の陽性者が判明した(陽性率は0.04%)。
- ◆無症状の陽性者を早期に探知し、就業制限できしたことにより、新たな陽性者が確認されず、クラスターの未然防止に成功したと考えられた事例や、速やかに全数検査に繋がったことにより、感染拡大を最小限にとどめることができたと考えられる事例などがあった。
- ◆定期PCR検査を実施することにより、感染拡大防止に関する施設側への意識向上に対する一助となっている。
- ◆3月の高齢者施設関連クラスター発生数は、新規陽性者数が減少した2月と比べて増加しており、今般の新規陽性者数の急増に併せて、クラスターの更なる増加が見込まれる。
- ◆3月22日付厚労省事務連絡にて、4月から6月にかけて、新たな集中的実施計画に基づく検査を定期的に実施するよう求める要請があった。

→ 今後の方針：4月以降も高齢者施設等従事者定期PCR検査を継続実施する

- ◆実施期間:4月5日から6月30日(予定) *長期連休後の感染状況や高齢者に対する新型コロナのワクチン接種の進捗等を踏まえ継続判断
 - ◆大阪府保健所管内の高齢者・障がい者・救護施設の入所施設等の従事者を対象に、定期的に検査を実施
- ※政令市・中核市について同様の取組みを要請